

特殊教育年次報告書

教育人的資源部

翻訳：大杉成喜（独立行政法人国立特殊教育総合研究所）

本年次報告書は韓国の特殊教育振興法第9条の規定により特殊教育に関する施策とその推進内容を収録し、2003年度定期国会に提出するため作成されたものである。韓国教育人的資源部の許可を得て翻訳した。

I. 特殊教育の概要

1. 特殊教育の定義

- 特殊教育とは特殊教育対象者の特性に適した教育課程・教育方法および教育メディアなどを通じ、教科教育・治療教育および職業教育等を実施することをいう（特殊教育振興法第2条第1号）

2. 特殊教育関連法令

- 特殊教育は憲法、教育基本法、初・中等教育法、特殊教育振興法、特殊学校施設・設備基準令、特殊教育担当教員および教育専門職人事管理基準等の法令が定めた規定により成立している

〈表 1・1〉 特殊教育関連法令

法令	関連条項
憲法	第31条
教育基本法	第3条(学習権), 第4条(教育の機会均等), 第8条(義務教育), 第18条(特殊教育)
初・中等教育法	第2条(学校の種類), 第21条(教員の資格), 第55条(特殊学校), 第56条(専攻科の設置), 第57条(特殊学級), 第58条(学歴の認定), 第59条(統合教育)
初・中等教育法 施行令	第40条(特殊学校の教職員), 第43条(教科), 第45条(授業日数), 第57条(分教場), 第58条(国・公立学校運営委員会の構成), 第63条(私立学校の運営委員会)
特殊教育振興法	全体

特殊教育振興法 施行令	全体
特殊教育振興法 施行規則	全体
特殊学校施設 ・設備基準令	全体
特殊教育担当教員 および教育専門職人事管理基準	全体

3. 特殊教育状況

- 特殊教育対象者の初等学校および中学校課程の教育は義務教育で、幼稚園および高等学校課程の教育は無償教育である。（特殊教育振興法第5条第1項）
- 2003年4月現在、全国137の特殊学校と3,217の幼・初・中・高等学校に設置された4,102の特殊学級および一般学級で53,404人の特殊教育対象学生が特殊教育を受けている。
- 特殊教育担当教員は特殊学校教員5,234人と特殊学級担当教員4,212人で、計9,446人である。
- 2002年度の特殊学校への対応は、特殊学校が1校増設、特殊学校の学級が91学級増設、教員数が247人増員された。
- 2002年度の特殊学級への対応は特殊学級設置教が109校増加、特殊学級が149学級増設、

担当教員が244人増員された。

学級に2,344人を配置している。

〈表 1・2〉 特殊学校状況
(2003. 4. 1現在)

設立別	学校数	学級数	学生数	教員数
国立	5	156	1,214	311
公立	45	1,177	9,550	2,156
私立	87	1,554	13,428	2,767
計	137	2,887	24,192	5,234

〈表 1・6〉
特殊教育対象者の一般学級配置状況
(2003. 4. 1現在)

区分	学校数	学級数	学生数
幼稚園	101	122	143
初等学校	275	552	874
中学校	128	214	370
高等学校	256	691	957
計	760	1,579	2,344

〈表 1・3〉 特殊学級状況
(2003. 4. 1 現在)

課程別	学校数	学級数	学生数	教師数
幼稚園	72	84	339	85
初等学校	2,430	3,119	20,288	3,217
中学校	601	712	4,630	723
高等学校	114	187	1,611	187
計	3,217	4,102	26,868	4,212

○2003年4月現在、統合学級については4,067校の幼・初・中・高等学校に19,399学級が編成され、26,602人の学生を配置している(学級当たり配置平均学生数は1.4人である)

〈表 1・4〉 統合学級状況
(2003. 4. 1現在)

課程別	学校数	学級数	学生数
幼稚園	190	262	355
初等学校	2,739	14,019	19,123
中学校	752	3,314	4,521
高等学校	386	1,804	2,603
計	4,067	19,399	26,602

○巡回教育は家庭・施設・学校・病院・施設への派遣学級の形態である。2003年4月現在、328学級490人の教師が2,599人を担当している。

〈表 1・5〉 巡回教育状況
(2003. 4. 1現在)

課程別	学級数	学生数	教師数
家庭訪問	135	862	226
施設訪問	28	206	33
学校訪問	29	469	89
病院訪問	6	29	8
施設派遣	130	1,033	134
計	328	2,599	490

○2003年4月現在、特殊教育対象者の一般学級配置は849の幼・初・中・高等学校の1,719

II. 2003 年度状況および推進実績

1. 統合教育環境での特殊教育機会の保障

1) 地域別・学校課程別の均衡的特殊教育機会の拡大

(1) 特殊学校新設を通じた特殊教育機会の拡大

□関連法規

○特殊教育機関とは特殊教育対象者に特殊教育を提供するため、幼稚園・初等学校・中学校または高等学校(専攻科を含む)課程の教育を行う特殊学校および特殊学級をいう(特殊教育振興法第2条第3号)

○特殊学校は身体的・精神的・知的障害などにより、特殊教育を必要とする者に幼稚園・初等学校・中学校または高等学校に準ずる教育と実生活に必要な知識・技能および社会適応教育をすることを目的とする(初・中等教育法第55条)

○地方自治体はその所轄区域の義務教育対象者全員を就学させるために必要な初等学校および中学校と、初等学校および中学校の課程の教育を行う特殊学校を設立・運営する(初・中等教育法第2条第2項)

□状況および推進実績

○2003年4月現在、全国の特殊学校数は137校で、特殊教育開始期である1962年の10校に比べ13.7倍、特殊教育振興法の制定直後である1979年の53校に比べ2.6倍程度増加している

〈表 2・1〉 年度別特殊学校数
(単位:校)

年度	62	67	72	77	82	87	92	97	02	03
学校数	10	22	38	51	65	95	103	114	136	137

- 2002年9月に増設された特殊教育機関は知的障害学生のための慶南恩恵学校で、幼・初・中・高等学校課程20学級の規模で開校する

〈表 2・2〉 新設特殊学校状況 (単位:学級)

学校名	設立別	障害領域別	学級数				計	地域
			幼	初	中	高		
慶南恩恵学校	公立	知的障害	1	11	5	3	20	慶南

- 全国137の特殊学校を設立別区分は国立5校、公立45校、私立87校で、私立学校の比率は全体の63.5%である

- 全国137の特殊学校を障害領域別区分は視覚障害学校12校、聴覚障害学校16校、知的障害学校83校、肢体不自由学校19校、情緒障害学校7校で、知的障害学校は全体の60.6%である

〈表 2・3〉 設立別・障害領域別特殊学校数 (単位:校)

区分	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	小計
国立	1	1	1	1	1	5
公立	2	4	32	6	1	45
私立	9	11	50	12	5	87
合計	12	16	83	19	7	137

- 全国137の特殊学校の地域別区分は、ソウル特別市29校、釜山広域市10校、大邱広域市8校、仁川広域市6校、光州広域市5校、大田広域市4校、蔚山広域市2校、京畿道23校、江原道5校、忠清北道9校、忠清南道5校、全羅北道9校、全羅南道7校、慶尚北道7校、慶尚南道6校、済州道2校である

〈表 2・4〉 市・道別、障害領域別特殊学校数 (単位:校)

市・道	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	計
ソウル	2	4	15	5	3	29
釜山	1	1	7	1	-	10
大邱	1	1	3	2	1	8
仁川	1	1	3	1	-	6
光州	1	1	2	1	-	5
大田	1	-	2	1	-	4
蔚山	-	1	1	-	-	2
京畿	-	2	19	1	1	23
江原	1	1	3	-	-	5
忠北	2	1	2	3	1	9
忠南	-	-	5	-	-	5
全北	1	1	5	2	-	9
全南	1	1	5	-	-	7
慶北	-	-	6	-	1	7
慶南	-	1	4	1	-	6
済州	-	-	1	1	-	2
計	12	16	83	19	7	137

※ 障害領域別区分は主な障害領域を示す

- 特殊学校はソウル特別市と京畿道に国・公・

私立の特殊学校が設置・運営され、釜山・大邱・仁川・光州・大田等には公・私立の特殊学校が設置・運営され、蔚山広域市には私立特殊学校のみ設置・運営されている。

〈表 2・5〉 市・道別、設立別特殊学校数 (単位:校)

市・道	国立	公立	私立	計
ソウル	3	7	19	29
釜山	-	5	5	10
大邱	-	2	6	8
仁川	-	2	4	6
光州	-	2	3	5
大田	-	2	2	4
蔚山	-	-	2	2
京畿	2	2	19	23
江原	-	4	1	5
忠北	-	2	7	9
忠南	-	3	2	5
全北	-	4	5	9
全南	-	2	5	7
慶北	-	2	5	7
慶南	-	5	1	6
済州	-	1	1	2
計	5	45	87	137

□ 今後の課題

- 全特殊教育対象者の学校教育機会拡大のための地域均衡的な特殊学校の新設
- 全特殊教育対象者の教育権保障のため、障害領域別の特殊学校の不均衡の解消

(2) 特殊学級増設を通じた特殊教育機会の拡大

□ 関連法規

- 「特殊学級」とは特殊教育対象者に統合教育を実施するため、高等学校以下の各学校に設置された学級であり、その能力により全日制・時間制・特別指導・巡回教育等で運営される学級をいう(特殊教育振興法第2条第4号)
- 高等学校以下の各学校に管轄庁の認可を受け、特殊教育を必要とする学生のための特殊学級を置くことができる(初・中等教育法第57条)
- 特殊学級の設置基準は特殊教育対象者が1人以上12人以下である学校:1学級以上、特殊教育対象者が13人以上である学校:2学級以上(特殊教育振興法施行令第13条の2)

□ 状況および推進実績

- 1971年より設置・運営を開始した特殊学級は2003年4月現在4,102学級であり、2002年より149学級(幼稚園7学級、初等学校76学級、

中学校24学級、高等学校42学級)に増加した

〈表 2・6〉 年度別特殊学級数 (単位:学級)

年度	71	76	80	85	90	95	2002	2003
学級数	1	350	355	1,601	3,181	3,440	3,953	4,102

○ 2003年4月現在の一般学校の特殊学級設置

校の比率は17.9%であり、学校課程別には幼稚園1.0%、初等学校43.7%、中学校21.1%、高等学校5.6%である

- 地域別の一般学校の特殊学級設置校の比率は最高が釜山広域市の31.0%で最低が蔚山広域市の11.7%であり、地域格差が生じている

〈表 2・7〉 市・道別・学校課程別一般学校の特殊学級設置率

(単位:校、%)

市・道	幼稚園			初等学校			中学校			高等学校			計		
	全体数	設置校数	比率	全体数	設置校数	比率	全体数	設置校数	比率	全体数	設置校数	比率	全体数	設置校数	比率
ソウル	989	22	2.2	550	279	50.7	358	121	33.8	284	13	4.6	2,181	435	19.9
釜山	394	9	2.3	279	244	87.5	165	43	26.1	143	8	5.6	981	304	31.0
大邱	268	3	1.1	193	113	58.5	111	26	23.4	82	5	6.1	654	147	22.5
仁川	309	3	1.0	190	116	61.1	103	25	24.3	90	15	16.7	692	159	23.0
光州	92	4	4.3	121	64	52.9	71	14	19.7	60	3	5.0	344	85	24.7
大田	59	2	3.4	117	48	41.0	73	7	9.6	55	4	7.3	304	61	20.1
蔚山	182	3	1.6	94	27	28.7	46	8	17.4	37	4	10.8	359	42	11.7
京畿	1,698	5	0.3	936	342	36.5	434	66	15.2	318	23	7.2	3,386	436	12.9
江原	427	2	0.5	458	166	36.2	159	26	16.4	112	5	4.5	1,156	199	17.2
忠北	230	-	-	245	85	34.7	121	40	33.1	79	4	5.1	675	129	19.1
忠南	426	3	0.7	431	197	45.5	189	56	29.6	106	6	5.7	1,152	262	22.7
全北	516	3	0.6	414	131	31.6	196	29	14.8	128	1	0.8	1,254	164	13.1
全南	663	8	1.2	460	192	41.7	252	55	21.8	150	14	9.3	1,525	269	17.6
慶北	514	2	0.4	493	207	42.0	281	34	12.1	196	4	2.0	1,484	247	16.6
慶南	691	3	0.4	468	184	39.3	249	40	16.5	168	4	2.4	1,576	231	14.7
済州	114	-	-	104	35	33.7	42	11	26.2	29	1	3.4	289	47	16.3
計	7,572	72	1.0	5,553	2,430	43.7	2,850	601	21.1	2,037	114	5.6	18,012	3,217	17.9

○ 学校課程別の特殊学級は、幼稚園84学級、初等学校3,119学級、中学校712学級、高等学校187学級で、初等学校課程の特殊学級が全体の76.0%を占める

○ 地域別に忠北、済州を以外の市・道に幼稚園、初等学校、中学校、高等学校課程の特殊学級が設置・運営されている

〈表 2・8〉 市・道別、学校課程別特殊学級数 (単位:学級)

市・道	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校	計
ソウル	22	510	173	35	740
釜山	9	329	43	13	394
大邱	3	150	26	11	190
仁川	10	173	27	18	228
光州	4	69	17	4	94
大田	2	68	9	6	85
蔚山	4	36	11	4	55
京畿	7	476	104	51	638
江原	2	170	26	5	203
忠北	-	85	40	5	130
忠南	3	222	57	9	291
全北	3	134	30	1	168
全南	10	208	59	15	292
慶北	2	247	37	4	290
慶南	3	207	42	4	256
済州	-	35	11	2	48
計	84	3,119	712	187	4,102

○ 運営形態別では、特殊学級は全日制132学級、時間制3,811学級、巡回学級159学級であり、時間制特殊学級が特殊学級全体の92.9%を占める。

〈表 2・9〉 市・道別、運営形態別特殊学級数

(単位:学級)

市・道	全日制	時間制	巡回学級	計
ソウル	17	723	-	740
釜山	5	380	9	394
大邱	-	190	-	190
仁川	10	218	-	228
光州	-	94	-	94
大田	5	79	-	85
蔚山	4	50	1	55
京畿	34	531	73	638
江原	8	193	2	203
忠北	6	124	-	130
忠南	2	280	9	291
全北	-	168	-	168
全南	-	263	29	292
慶北	13	262	15	290
慶南	28	208	20	256
済州	-	48	-	48
計	132	3,811	159	4,102

○ 地域別では、特殊学級は大邱・光州・全北・全南・済州において全て時間制として運営されており、釜山・大田・蔚山・京畿・江原・

忠南・全南・慶北・慶南は一部が巡回学級として運営されている。

- 全国の特殊学校の学級当たりの平均学生定員は幼稚園課程6.3人、初等学校課程9.6人、中学校課程11.8人、高等学校課程12.2名で、現員は幼4.9人、初7.5人、中9.5人、高等10.3人である
- 全国の特殊学級の学級当たりの平均学生定員は幼稚園6.3人、初等学校9.2人、中学校

10.4人、高等学校10.8名で、現員は幼3.8人、初6.4人、中6.8人、高9.2人である

- 特殊学校・学級の学級当たりの学生定員は、市・道教育庁の条件により自主的に定めた編成基準によるため、市・道別特殊教育の教育環境により格差が生じている。

〈表 2-10〉 市・道別、学校課程別特殊学校(級)学級当たりの学生定員・現員

(単位：名)

市・道	特殊学校								特殊学級								平均			
	幼		初		中		高		幼		初		中		高		幼	初	中	高
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	現員	現員	現員	現員
ソウル	6	6.0	10	8.0	10	10.0	10	11.0	-	4.0	-	7.0	-	7.0	-	12.0	5.0	7.5	8.5	11.5
釜山	6	5.7	10	7.3	12	9.4	12	9.8	6	2.8	10	7.0	12	6.5	12	9.1	4.2	7.1	8.0	9.4
大邱	7	4.5	10	7.9	12	9.0	12	10.2	12	2.8	12	7.0	12	6.5	12	11.8	4.3	7.7	8.3	11.0
仁川	5	4.6	10	7.2	12	10.0	12	10.3	5	4.7	12	7.4	12	9.3	12	10.3	4.7	7.3	9.7	10.3
光州	7	4.0	10	8.0	12	10.0	12	10.0	5	3.0	10	5.0	12	6.0	12	11.0	3.5	6.5	8.0	10.5
大田	7	5.0	10	8.0	13	10.0	15	11.0	7	7.0	12	8.0	12	10.0	12	8.0	6.0	8.0	10.0	9.5
蔚山	7	4.6	10	6.5	12	8.2	12	9.4	7	4.8	10	6.4	12	8.1	12	8.5	4.7	6.5	8.2	9.0
京畿	6	4.7	10	8.5	13	10.0	15	12.3	7	4.3	12	6.8	12	6.6	12	4.3	4.5	7.7	8.3	8.3
江原	5	4.0	7	7.0	12	9.0	12	10.0	5	3.0	7	5.0	12	5.0	12	4.0	3.5	6.0	7.0	7.0
忠北	6	5.0	9	8.0	12	9.0	12	10.0	4		4	6.0	4	6.0	6.0	12.0	5.0	7.0	7.5	11.0
忠南	6	6.0	10	8.0	11	11.0	12	12.0	6	6.0	10	6.0	11	6.0	12	11.0	6.0	7.0	8.5	11.5
全北	7	6.2	10	7.6	13	9.8	15	10.7	7	5.3	10	6.3	13	6.7	15	15.0	5.8	7.0	8.3	12.9
全南	5	7.1	8	7.1	9	9.3	9	10.4	5	4.2	8	5.7	9	6.1	9	8.4	4.6	6.4	7.7	9.4
慶北	6	5.4	10	7.5	11	10.1	11	10.7	10	3.0	10	5.3	10	5.7	10	7.0	4.2	6.6	7.9	8.9
慶南	7	4.3	10	7.5	12	8.6	12	9.2	7	4.3	10	6.6	12	6.1	12	6.3	4.3	7.0	7.4	7.7
済州	7	4.0	10	6.0	12	8.0	12	8.0	7	-	10	6.0	12	6.0	12	9.0	4.0	6.0	7.0	8.5
計	6.3	4.9	9.6	7.5	11.8	9.5	12.2	10.3	6.3	3.8	9.2	6.4	10.4	6.8	10.8	9.2	4.4	6.9	8.1	9.8

□ 今後の課題

- 特殊教育対象者の学校課程別教育関連性の保障のため、幼・中・高等学校課程の特殊学級の重点増設
- 特殊学級運営形態の移行を通じた特殊教育対象者の統合教育機会拡大および一般学級内の特殊教育対象者支援の拡大
- 特殊学校(級)の現員が1学級当たり12名以上の市・道の学生の縮小の支援強化

2) 特殊教育対象学生の診断・評価および配置体系の確立

- (1) 特殊教育対象者の無償・義務教育の広報

□ 関連法規

- 特殊教育対象者とは障害のある人のうち特殊教育を必要とする人と診断・評価され、選定された人で、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、情緒障害、言語障害、学習障害、その他教育人的資源部令で定める障害の中から選ばれる(特殊教育振興法第10条第1項)
- 特殊教育対象者に対する初等学校および中学校課程の教育はこれを義務教育とし、幼稚園および高等学校課程の教育はこれを無償教育とする(特殊教育振興法第5条第1項)
- 国家および地方自治体は特殊教育を振興するため特殊教育対象者の就学指導などの業務を遂行する(特殊教育振興法第3条第3号)

□ 状況および推進実績

- 特殊教育対象者の無償・義務教育制度広報のため、地域別に教育庁ホームページ、地域放送、新聞などを通じて広報

- 2003年5月、特殊教育ビジョンおよび政策広報誌「変化する特殊教育」広報資料20,000部を全学校に配付

〈表 2-11〉

市・道別特殊教育対象者広報回数

(単位:回)

市・道	新聞	放送	回覧板	公文書	備考
ソウル	1	2	-	6	教育庁ホームページ利用
釜山	31	18	2	34	-
大邱	9	11	15	26	リハビリ院訪問広報、視覚障害学校学生募集案内、学生募集公告、特殊教育対象者無償教育案内
仁川	2	-	-	7	会議伝達
光州	4	3	2	10	障害者体育大会、鮮明学校自然学習の場
大田	22	28	1	15	-
蔚山	10	3	-	12	教育情報誌、ホームページ掲示板
京畿	18	12	7	76	特殊教育計画および活動内容紹介
江原	3	-	3	4	ホームページ特殊教育奨学資料室、特殊教育支援センター
江原	36	15	6	2,562	ホームページおよび動画資料、家庭通信、地域有線放送
忠南	9	4	1	27	教育庁特殊教育ホームページ活用
全北	3	2	-	20	校長会議、各種研修誌、特殊教育支援センター
全南	27	15	-	29	課令・福祉広報、保護者教育、学校公開、相談
慶北	4	2	2	52	-
慶南	65	11	-	57	特殊教育対象者申請案内および発展総合計画案内
済州	4	4	-	20	特殊教育運営委員会、就学案内
計	248	130	39	2,957	

□ 今後の課題

- 市・郡・区教育庁別の就学義務対象特殊教育要求児童の適齢就学奨励、障害による就学義務免除および猶予者の実体把握を通じた問題点改善対策の樹立施行
- 学令期(17才)以後の特殊教育要求学生に対する無償・義務教育支援の拡大
- 市・道および市・郡・区教育庁別、学校別に回覧板と家庭通信等を通じ、特殊教育の無償・義務教育制度の持続的な広報強化

て、学校を指定した後、学校長と特殊教育対象者に各々書面で通知するべきである。学校を指定する際には所轄区域内の特殊教育対象者の障害程度などを考慮しなければならない。特殊教育対象者をその居住地と近い一般学校に学生の定員と関係なく配置しなければならない。(特殊教育振興法施行令第10条)

(2) 特殊教育対象者の選定・配置

□ 関連法規

- 特殊教育対象者が高等学校課程以下の各級学校に就学しようとする際、当該学校に直接支援を要求できる。高等学校課程は教育委員長に、中学校課程以下の各学校は教育長に対して学校の指定・配置を要求できる(特殊教育振興法第11条第1項)
- 教育委員長または教育長は特殊教育対象者から学校の指定・配置を要求された際、市・道委員会または市・郡・区委員会の審査を経

- 特殊教育対象者が就学する学校の選定・配置順序は統合教育を実施する一般学校、一般学校の特殊学級、特殊学校の順で選定・配置する。(特殊教育振興法施行規則第4条第1項)
- 国および地方自治体は国立または公立の特殊教育機関の収容施設が不足し、特殊教育対象者の教育を促進するために必要な場合には私立の特殊教育機関にその教育を委託できる。(特殊教育振興法第7条)
- 教育人的資源部長官または教育委員長は第7条の規定により、私立の特殊教育機関にその教育を委託とする場合には、学年度開始10月前までに教育対象者数、教育年限などをもとに、特殊教育機関の長が協議すること(特殊教育振興法施行令第6条第1項)

□ 状況および推進実績

- 2003年4月現在、特殊学校の在学生は24,192人で、2002年度の24,276人に比べ、84人減少している

- 特殊学校の学生数減少は統合教育の拡大により、一般学校の一般学級配置を希望する特殊教育対象者の増加が原因である

〈表 2・12〉 年度別特殊学校配置の特殊教育対象者数

(単位：名)

年度	62	67	72	77	82	87	92	97	2000	2002	2003
学生数	1,343	3,121	5,188	7,342	10,679	17,373	20,690	22,789	24,196	24,276	24,192

- 地域別には障害領域別特殊学校設立分布に差があり学生の障害領域別構成比率差が大きい
 - 京畿・慶北・慶南等の場合、特殊学校の学生のうち視覚障害学生などが集計されない

理由は、彼らが他の市・道教育庁の委託教育を受けているためである。

〈表 2・13〉 市・道別、障害領域別特殊学校配置の特殊教育対象者数

(単位：名)

市・道	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	計
ソウル	429	666	2,702	983	617	5,397
釜山	111	164	1,100	413	-	1,788
大邱	104	91	872	181	205	1,453
仁川	116	130	885	106	-	1,237
光州	97	91	564	204	-	956
大田	121	80	544	137	-	882
蔚山	1	85	344	41	1	472
京畿	-	136	2,802	330	341	3,609
江原	83	54	599	100	40	876
忠北	238	182	508	216	244	1,388
忠南	-	1	774	44	19	838
全北	57	124	744	180	73	1,178
全南	85	87	755	46	13	986
慶北	-	133	1,270	68	150	1,621
慶南	-	63	828	188	89	1,168
済州	13	12	217	61	40	343
計	1,455	2,099	15,508	3,298	1,832	24,192

- 設立別に特殊学校に配置された特殊教育対象者の数は国立学校1,214人、公立学校9,550人、私立学校13,428人で、私立特殊学校の学生比率が全体の55.5%である。
- 障害種別に特殊学校に配置された特殊教育対

象者数は視覚障害学校1,455人、聴覚障害学校2,099人、知的障害学校15,508人、肢体不自由学校3,298人、情緒障害学校1,832人で知的障害学校の学生比率が全体の64.1%である。

〈表 2・14〉 設立別障害種別特殊学校学生数

(単位：名)

区分	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	小計
国立	304	192	377	180	161	1,214
公立	249	363	7,137	1,428	373	9,550
私立	902	1,544	7,994	1,690	1,298	13,428
計	1,455	2,099	15,508	3,298	1,832	24,192

- 地域別に私立特殊学校に委託された特殊教育対象者の比率は、ソウル59.9%、釜山32.7%、大邱65.7%、仁川43.9%、光州41.0%、大田61.6%、

蔚山100%、京畿72.8%、江原11.0%、忠北75.5%、忠南17.8%、全北51.4%、全南63.6%、慶北72.7%、慶南14.3%、済州60.1%である。

<表 2-15> 市・道別、設立別特殊学校学生数
(単位：名)

市・道	国立	公立	私立	計
ソウル	676	1,487	3,234	5,397
釜山	-	1,203	585	1,788
大邱	-	499	954	1,453
仁川	-	694	543	1,237
光州	-	564	392	956
大田	-	339	543	882
蔚山	-	-	472	472
京畿	538	443	2,628	3,609
江原	-	780	96	876
忠北	-	340	1,048	1,388
忠南	-	689	149	838
全北	-	572	606	1,178
全南	-	359	627	986
慶北	-	443	1,178	1,621
慶南	-	1,001	167	1,168
済州	-	137	206	343
計	1,214	9,550	13,428	24,192

- 学校課程別特殊学校の学生は幼稚部1,410人(5.8%)、初等学校9,927人(40.9%)、中学校6,040人(24.9%)、高等学校6,899人(28.4%)で初等学校課程の学生が全体の40.9%を占める。
- 地域別特殊学校の学生はソウル5,397人(22.3%)、釜山1,788人(7.4%)、大邱1,490人(6.2%)、仁川1,237人(5.1%)、光州956人(4.0%)、大田882人(3.6%)、蔚山472人(2.0%)、京畿3,609人(15.0%)、江原876人(3.6%)、忠北1,388人(5.7%)、忠南838人(3.5%)、全北1,178人(4.9%)、全南986人(4.1%)、慶北1,621人(6.7%)、慶南1,168人(4.8%)、済州343人(1.4%)でソウルと京畿道の特殊学校学生が全体の37.6%を占める。

<表 2-16> 市・道別、学校課程別特殊学校学生数
(単位：名)

市・道	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校	計
ソウル	455	2,063	1,326	1,553	5,397
釜山	183	630	447	528	1,788
大邱	36	641	360	416	1,453
仁川	37	557	332	311	1,237
光州	40	421	213	282	956
大田	36	321	206	319	882
蔚山	37	203	117	115	472
京畿	264	1,421	900	1,024	3,609
江原	24	364	249	239	876
忠北	104	584	329	371	1,388
忠南	39	324	242	233	838
全北	62	524	259	333	1,178
全南	37	369	243	337	986
慶北	59	629	414	519	1,621
慶南	24	470	325	349	1,168
済州	13	155	93	82	343
計	1,450	9,676	6,055	7,011	24,192

- 2003年4月現在、特殊学級の学生数は26,868人で、2002年度の26,925人に比べ、57人減少している。
- 特殊学級学生数の減少は統合教育の拡大

により特殊学級より一般学生と共に生活・学習できる一般学級配置を希望する学生が増えているためである。

<表 2-18>
市・道別、学校課程別特殊学級配置特殊教育対象者数
(単位：名)

市・道	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校	計
ソウル	73	3,492	1,079	409	5,053
釜山	25	2,277	311	128	2,741
大邱	12	1,113	194	130	1,449
仁川	47	1,293	253	186	1,779
光州	13	350	106	47	516
大田	17	520	92	45	674
蔚山	19	238	81	34	372
京畿	30	3,239	683	221	4,173
江原	6	811	112	17	946
忠北	0	569	252	76	897
忠南	19	1,403	371	104	1,897
全北	16	853	203	15	1,087
全南	42	1,193	359	111	1,705
慶北	6	1,307	212	28	1,553
慶南	14	1,389	255	26	1,684
済州	0	241	67	34	342
計	339	20,288	4,630	1,611	26,868

- 学校課程別特殊学級の学生数は幼稚園339人、初等学校20,288人、中学校4,630人、高等学校1,611人で初等学校課程の学生が全体の75.5%を占める。
- 2003年4月現在の一般学級に配置された特殊教育対象者は幼稚園143人、初等学校874人、中学校370人、高等学校957人で計2,344人である。

<表 2-19>
市・道別、学校課程別一般学校配置特殊教育対象者数
(単位：名)

市・道	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校	計
ソウル	114	313	72	174	673
釜山	15	-	-	-	15
大邱	1	29	10	162	202
仁川	-	-	-	10	10
光州	-	8	-	-	8
大田	4	58	8	-	70
蔚山	-	29	9	-	38
京畿	3	54	113	56	226
江原	2	56	10	10	78
忠北	4	58	20	208	290
忠南	-	84	54	98	236
全北	-	52	8	60	120
全南	-	76	55	111	242
慶北	-	15	4	29	48
慶南	-	-	-	22	22
済州	-	42	7	17	66
計	143	874	370	957	2,344

- 2003年4月現在地域別特殊教育要求学生の選定・配置状況は、25,198人の申請を受け、24,968人を特殊教育対象者として選定・配置している。申請者の99.1%の配置率である。

〈表 2-20〉

市・道別、学校課程別特殊教育対象者配置数

(単位：名)

市・道	特殊学校		特殊学級		一般学級		計		備考
	申請者数	配置者数	申請者数	配置者数	申請者数	配置者数	申請者数	配置者数	
ソウル	1,588	1,586	795	779	676	673	3,059	3,038	専攻科(2)
釜山	509	509	259	259	15	15	783	783	
大邱	398	398	139	139	60	60	597	597	
仁川	1,237	1,237	1,779	1,779	4	4	3,020	3,020	
光州	261	259	84	84	-	-	345	343	
大田	882	882	674	674	70	70	1,626	1,626	
蔚山	472	472	389	372	49	45	910	889	
京畿	3,470	3,463	4,189	4,164	226	226	7,885	7,853	
江原	876	876	946	946	78	78	1,900	1,900	
忠北	182	182	283	283	290	290	755	755	
忠南	260	209	1,020	1,015	118	118	1,398	1,342	肢体不自由(7)
全北	284	284	217	217	19	19	520	520	
全南	316	305	360	290	242	241	918	836	
慶北	405	405	352	352	64	48	821	805	
慶南	357	357	127	127	22	22	506	506	
済州	101	101	42	42	12	12	155	155	
計	11,598	11,525	11,655	11,522	1,945	1,921	25,198	24,968	

○ 2003年4月現在全国幼・初・中・高等学校の在學生は8,343,327名で、このうち特殊教育対象者に選ばれ、特殊学校、特殊学級、一般学級に配置された特殊教育対象者数は53,404人で全學生の0.64%である。

○ 市・道別一般学校在學生対応特殊教育対象者選定・配置比率は蔚山0.40%から忠北0.99%まで分布している。

〈表 2-21〉 市・道別、一般学校在學生に対する特殊教育対象者選定・配置比率

(単位：名、%)

市・道	一般学校の在學生数					特殊教育対象者数				特殊教育対象者選定・配置比率
	幼	初	中	高	計	特殊学校	特殊学級	一般学級	計	
ソウル	89,232	759,010	359,457	366,556	1,574,255	5,397	5,053	673	11,123	0.71
釜山	39,803	288,174	141,010	140,932	609,919	1,788	2,741	15	4,544	0.75
大邱	29,212	223,849	106,094	100,375	459,530	1,453	1,449	202	3,104	0.66
仁川	27,274	247,046	109,493	99,033	482,846	1,237	1,779	10	3,026	0.63
光州	14,794	138,644	61,201	57,508	272,147	956	516	8	1,480	0.54
大田	20,609	132,735	60,236	57,989	271,569	882	674	70	1,626	0.60
蔚山	18,445	111,909	48,238	42,836	221,428	472	372	38	882	0.40
京畿	123,587	983,887	402,500	340,105	1,850,079	3,609	4,173	226	8,008	0.43
江原	16,276	124,305	56,816	56,692	254,089	876	946	78	1,900	0.75
忠北	17,140	129,175	57,150	56,694	260,159	1,388	897	290	2,575	0.99
忠南	20,714	156,793	69,328	70,439	317,274	838	1,897	236	2,971	0.94
全北	21,513	162,998	72,900	72,920	330,331	1,178	1,087	120	2,385	0.72
全南	22,205	164,606	70,707	72,897	330,415	986	1,705	242	2,933	0.89
慶北	35,801	216,719	96,960	97,636	447,116	1,621	1,553	48	3,222	0.72
慶南	43,956	283,632	121,832	114,502	563,922	1,168	1,684	22	2,874	0.51
済州	5,970	52,144	20,719	19,415	98,248	343	342	66	751	0.76
計	546,531	4,175,626	1,854,641	1,766,529	8,343,327	24,192	26,868	2,344	53,404	0.64

○ 2003年度の市・道別就学猶予者は19,626名で、これらのうち障害児童は2,215人で、就学猶予者の11.3%である。

- 2003年現在全国就学猶予者のうち満6才1,627人、満7才399人、満8才105人、満8才以上84人が障害児童である。

○ 市・道別特殊教育対象學生の障害者登録比率は、特殊学校の24,192人のうち障害者として登録した學生は23,033人(95.2%)、特殊学級の26,868人のうち54.8%が障害者として登録した學生である。

〈表 2-22〉

市・道別就学猶予者のうちの障害児童比率

(単位：名)

市・道	満6才			満7才			満8才			満8才以上			計		
	全体	障害児	比率	全体	障害児	比率	全体	障害児	比率	全体	障害児	比率	全体	障害児	比率
ソウル	4,837	584	12.1	507	106	20.9	81	16	19.8	59	8	13.6	5,484	714	13.0
釜山	859	79	9.2	177	26	14.7	12	3	25.0	3	1	33.3	1,051	109	10.4
大邱	1,389	141	10.2	129	54	41.9	23	10	43.5	17	9	52.9	1,558	214	13.7
仁川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光州	1,661	127	7.6	138	28	20.3	46	15	32.6	-	-	-	1,845	170	9.2
大田	167	33	19.8	23	17	73.9	3	3	100	2	2	100.0	195	55	28.2
蔚山	130	8	6.2	14	5	35.7	-	-	-	1	1	100.0	145	14	9.7
京畿	4,062	302	7.4	392	74	18.9	80	27	33.8	72	22	30.6	4,606	425	9.2
江原	129	5	3.9	9	1	11.1	13	1	7.7	12	1	8.3	163	8	4.9
忠北	1,749	97	5.5	15	9	60.0	20	2	10.0	18	3	16.7	1,802	111	6.2
忠南	45	45	100	16	16	100	-	-	-	-	-	-	61	61	100
全北	19	17	89.5	19	16	84.2	15	13	86.7	36	32	88.9	89	78	87.6
全南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
慶北	1,302	60	4.6	123	23	18.7	15	9	60.0	6	2	33.3	1,446	94	6.5
慶南	703	50	7.1	75	8	10.7	8	4	50.0	5	3	60.0	791	65	8.2
済州	361	79	21.9	24	16	66.7	3	2	66.7	2	-	-	390	97	24.9
計	17,413	1,627	9.3	1,661	399	24.0	319	105	32.9	233	84	36.1	19,626	2,215	11.3

〈表 2-23〉

市・道別特殊教育対象者障害者登録比率

(単位：名、%)

市・道	特殊学校			特殊学級			計		
	学生数	登録数	比率	学生数	登録数	比率	学生数	登録数	比率
ソウル	5,397	5,209	96.5	5,053	2,338	46.3	10,450	7,547	72.2
釜山	1,788	1,297	72.5	2,741	1,637	59.7	4,529	2,934	64.8
大邱	1,453	1,452	99.9	1,449	573	39.5	2,902	2,025	69.8
仁川	1,237	1,233	99.7	1,779	728	40.9	3,016	1,961	65.0
光州	956	885	92.6	516	446	86.4	1,472	1,331	93.5
大田	882	882	100.0	674	349	51.8	1,556	1,231	79.1
蔚山	472	471	99.8	372	266	71.5	844	737	87.3
京畿	3,609	3,452	95.6	4,173	4,139	99.2	7,782	7,591	99.4
江原	876	876	100.0	946	946	100.0	1,822	1,822	100.0
忠北	1,388	1,382	99.6	897	464	51.7	2,285	1,846	80.8
忠南	838	835	99.6	1,897	1,054	55.6	2,735	1,889	69.2
全北	1,178	1,153	97.9	1,087	566	52.1	2,265	1,719	75.9
全南	986	922	93.5	1,705	175	10.3	2,691	1,097	40.6
慶北	1,621	1,514	93.5	1,553	454	29.2	3,174	1,968	62.0
慶南	1,168	1,127	96.5	1,684	410	24.3	2,852	1,537	54.7
済州	343	343	100.0	342	181	52.9	685	524	76.5
計	24,192	23,033	95.2	26,868	14,726	54.8	51,060	37,759	74.0

□今後の課題

- 特殊教育対象者の初・中等特殊教育の連携維持のため、幼稚園および中・高等学校の特殊学級の増設
- 統合教育の傾向により増加している一般学級に配置された特殊教育対象者に対する支援対策の確立

- 家庭・病院・施設内障害児童の在宅巡回教育の強化および学校教育の機会拡大提供対策の確立
- 市・道別特殊教育対象者の状況把握を通じた実質的無償教育と義務教育の実践

(3) 幼児特殊教育の機会拡大

□関連法規

- 国および地方自治体は障害のある幼児に対する幼稚園課程の教育を促進するため、障害の早期発見、教員養成、教育施設・設備の拡充など早期特殊教育に必要な施策を講じること(特殊教育振興法第8条)

□状況および推進実績

- 2003年4月現在、幼児特殊教育機関は幼稚園課程のみ運営する特殊学校11校62学級、特殊学校幼稚部121校275学級、幼稚園特殊学級72校84学級であり、2002年に比べ幼稚園課程のみ運営する特殊学校6学級、特殊学校幼稚部1校5学級、幼稚園特殊学級7学級が増設された。

<表 2・24> 幼児特殊教育機関状況 (単位：校、級)

区分	幼稚園課程 特殊学校	特殊学校 幼稚部	幼稚園 特殊学級	計
設置 学校数	11	121	72	204
設置 学級数	62	275	84	421

- 2003年4月現在、幼児特殊教育を受けている特殊教育対象者は、幼稚園課程のみ運営する特殊学校351人、特殊学校幼稚部1,450人、幼稚園特殊学級339人、幼稚園一般学級143人など2,283人で、2002年に比べ474人増加している。
- 2003年3月より、私立一般幼稚園に配置された特殊教育対象者に対しても月10万ウォンから22万ウォンまで無償教育費が支給されている。8月現在、163人が支給を受けている。

<表 2・25> 幼児特殊教育機関学生数 (単位：名)

区分	幼稚園課程 特殊学校	特殊学校 幼稚部	幼稚園 特殊学級	幼稚園 一般学級	計
学生数	351	1,450	339	143	2,283

<表2・26>

私立一般幼稚園配置の
特殊教育対象者の無償教育支援額
(単位：名、千ウォン、%)

区分	申請 者数	選定・ 配置数	配置 比率	1人当り無償教育費	
				月平均 支援額	年間支援 総額
ソウル	99	99	100.0	109	1,308
釜山	18	17	94.4	255	14,432
大邱	19	15	78.9	133	1,197
仁川	-	-	-	-	-
光州	-	-	-	-	-
大田	16	16	100.0	100	16,000
蔚山	-	-	-	-	-
京畿	-	-	-	-	-
江原	-	-	-	-	-
忠北	-	-	-	-	-
忠南	-	-	-	-	-
全北	-	-	-	-	-
全南	-	-	-	-	-
慶北	9	9	100.0	100	8,992
慶南	7	7	100.0	105	1,260
済州	-	-	-	-	-
計	168	163	97.0	134	43,189

□今後の課題

- 幼稚園特殊学級などの幼児特殊教育機関の設立を通じた特殊教育対象幼児の無償教育機会の拡大
- 私立一般幼稚園に配置される特殊教育対象者の無償教育支援の拡大および統合教育の効率化のための支援の強化
- 国・公立特殊教育機関の幼児教育の充実強化を通じた障害幼児公教育の拡大

(4) 巡回教育の強化

□関連法規

- 「巡回教育」とは特殊教育を担当する教員が家庭や医療機関・学校・その他施設などにいる特殊教育対象者を訪問して行う特殊教育をいう(特殊教育振興法第2条第5項)
- 学令期が過ぎ教育を受けられずにいる特殊教育対象者のために巡回教育を実施するなど、教育を実施に必要な対策を講じること(特殊教育振興法第14条第2項)
- 教育委員長は特殊教育振興法第14条の規定による巡回教育を実施するため、所轄区域に所在した高等学校以下の各学校に巡回教育を担当する教師を配置できる(特殊教育振興法施行令第12条)

□ 状況および推進実績

- 2003年4月現在、特殊学校は家庭訪問巡回学級64学級357人、施設訪問巡回学級9学級72人、派遣学級71学級539人、一般学校訪問巡回教育264人など、計144学級1,232人の重度・重複特殊教育対象者に対して169人の特殊教師が巡回教育を実施している

〈表 2・27〉 特殊学校巡回教育の対象者数
(単位:学級、名)

区分	学級数	学生数	教員数
家庭訪問	64	357	78
施設訪問	9	72	9
派遣学級	71	539	74
学校訪問	-	264	8
計	144	1,232	169

- 2003年4月現在、特殊学級は家庭訪問71学級505人、施設訪問19学級134人、病院訪問6学級29人、学校訪問4学級205人、施設派遣学級59学級494人など計159学級に1,367人の特殊教育対象学生に対して321人の特殊教師が巡回教育を実施している

〈表 2・28〉 特殊学級巡回教育対象者数
(単位:学級、名)

区分	学級数	学生数	教師数
家庭訪問	71	505	148
施設訪問	19	134	24
病院訪問	6	29	8
学校訪問	4	205	81
施設派遣学級	59	494	60
計	159	1,367	321

- 2003年4月現在、保護者の要求により一般学校一般学級に配置された特殊教育対象者は幼稚園143人、初等学校874人、中学校370人、高等学校957人で、計2,344人の特殊教育対象学生が配置されているが、このうち469人(20%)が巡回教育の支援を受けている。

〈表 2・29〉 一般学校の巡回教育対象者
(単位:学級、名)

区分	学級数	学生数	教師数
特殊学校	-	264	8
特殊学級	4	205	81
計	4	469	89

□ 今後の課題

- 重度・重複障害のため移動が困難な家庭・病院・施設内の特殊教育対象学生の学校教育提供のための支援の拡大
- 就学猶予障害児童の学校教育提供のための特殊学校(級)増設および巡回教育の強化
- 統合教育の要求により拡大している一般学級に配置された特殊教育対象学生に対する実際的な特殊教育および関連サービスの提供
- 特殊教育対象学生の統合教育のため、すべての幼・初・中・高等学校に専門性を具備した特殊教育教師配置の拡大
- 一般学級内の特殊教育対象学生の問題行動管理および身辺処理などの支援のための特殊教育補助員配置の拡大
- 一般学校の特殊教育対象学生のための治療教育を支援する巡回治療教育教師の配置

3) 統合教育の基盤構築および充実計画

(1) 一般学生の障害理解教育

□ 関連法規

- すべての国民は性別、宗教、信念、社会的身分、経済的地位または身体的条件などを理由に、教育において差別を受けない(教育基本法第4条)
- 国家および地方自治体は特殊教育を必要とする者が幼稚園・初等学校・中学校および高等学校とこれに準する各種学校で教育を受けることを希望する場合には、別途の入学手続き、教育課程等を用意するなど統合教育の実施に必要な対策を講じること(初・中等教育法第59条)

□ 状況および実績

- 2003年から「特殊教育発展総合計画(’03～’07年)」により全国すべての幼・初・中・高等学校で一般学生の障害学生に対する認識改善と、ともに生きる学校文化創造のため、1学期に1回以上障害理解教育実施を必要とする
- 2003年に全国の幼・初・中・高等学校で1回以上障害理解教育を実施した学校の比率は46.4%、障害関連深化補充資料を開発・普及した学校の比率は21.1%、障害体験教育を実

施した学校の比率は29.0%、障害者施設および特殊学校と姉妹提携実施校比率は8.6%である

〈表 2・30〉

市・道別一般学校障害理解教育実施率

(単位：校、%)

市・道	全学校数	障害関連深化補充資料開発・普及		障害理解教育		障害体験教育		障害者施設および特殊学校姉妹提携	
		実施校	実施率	実施校	実施率	実施校	実施率	実施校	実施率
ソウル	2,181	113	5.2	930	42.6	398	18.2	59	2.7
釜山	981	14	1.4	403	41.1	183	18.7	6	0.6
大邱	654	12	1.8	166	25.4	54	8.3	7	1.1
仁川	692	10	1.4	147	21.2	44	6.4	8	1.2
光州	344	19	5.5	344	100.0	55	16.0	23	6.7
大田	304	61	20.1	67	22.0	24	7.9	-	-
蔚山	359	-	-	246	68.5	21	5.8	-	-
京畿	3,386	13	0.4	811	24.0	239	7.1	38	1.1
江原	1,156	1,156	100.0	1,156	100.0	1,156	100.0	605	52.3
忠北	675	675	100.0	477	70.7	36	5.3	-	-
忠南	1,152	261	22.7	552	47.9	552	47.9	366	31.8
全北	1,254	1,254	100.0	263	21.0	490	39.1	3	0.2
全南	1,525	1	0.1	1,525	100.0	1,525	100.0	407	26.7
慶北	1,484	31	2.1	589	39.7	186	12.5	21	1.4
慶南	1,576	39	2.5	638	40.5	240	15.2	6	0.4
済州	289	148	51.2	43	14.9	15	5.2	-	-
計	18,012	3,807	21.1	8,357	46.4	5,218	29.0	1,549	8.6

□今後の課題

- 初・中・高等学校教科書の障害関連内容深化補充資料および障害理解教育資料の開発・普及拡大
- 一般学校の一般学生の障害理解教育および障害体験活動の実施および1校1障害者施設と姉妹提携の拡大
- (2) 一般学校の障害学生便宜施設拡充

□関連法規

- 各学校長は特殊教育の便宜のため、障害者・老人・妊産婦などの便宜増進保障に関する法律第2条第2号の規定による便宜施設を設置すること(特殊教育振興法第12条第4項)
- 各級学校の長は特殊教育対象者の入学選考および就学等において特殊教育対象者の障害種別および程度に適した便宜を提供すること(特殊教育振興法第13条第2項)

□状況および推進実績

- 2003年7月現在、全国10,571の初・中・高等

学校の障害学生便宜施設設置校は、媒介施設については主出入口接近路設置校4,107校(38.8%)、障害者駐車区域設置校3,541校(33.5%)、主出入口段差除去校3,720校(35.2%)であり、内部施設については出入口/出入り口設置校3,793校(35.9%)、廊下手すり設置校3,022校(28.6%)、スロープ/エレベータ/車いすリフト設置校1,444校(23.7%)、衛生施設について障害者トイレ設置校4,641校(43.9%)で、全体学校の障害学生便宜施設平均設置率は32.8%である

- 2003年7月現在、特殊学級設置の初・中・高等学校の障害学生便宜施設の設置率は、媒介施設について主出入口接近路設置校49.4%、障害者駐車区域設置校40.2%、主出入口段差除去校44.4%、内部施設について出入口/出入り口設置校42.4%、廊下手すり設置校34.1%、エレベータ/スロープ/車椅子/リフト設置校19.4%、衛生施設について障害者用トイレ設置校58.0%で、全体特殊学級設置校の障害学生便宜施設の平均設置率は41.1%である。

<表 2-31>

市・道別、初・中・高等学校の障害学生便宜施設設置率

(単位：校，%)

市・道	学校数	媒介施設						内部施設						衛生施設		平均設置比率
		主出入口 接近路		障害者 駐車区域		主出入口 段差除去		出入口 出入門		廊下 手すり		エレベータ スロープ 車椅子リフト		障害者用 トイレ		
		設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	
ソウル	1,216	669	55.0	637	52.4	577	47.5	708	58.2	659	54.2	148	12.2	859	70.6	50.0
釜山	597	146	24.5	201	33.7	126	21.1	179	30.0	145	24.3	58	9.7	153	25.6	24.1
大邱	394	272	69.0	139	35.3	336	85.3	336	85.3	8	2.0	79	20.1	231	58.6	50.8
仁川	389	202	51.9	170	43.7	212	54.5	190	48.8	125	32.1	84	21.6	260	66.8	45.6
光州	257	187	72.8	185	72.0	168	65.4	200	77.8	243	94.6	99	38.5	173	67.3	69.8
大田	247	111	44.9	162	65.6	136	55.1	134	54.3	130	52.6	53	21.5	132	53.4	49.6
蔚山	182	56	30.8	48	26.4	54	29.7	107	58.8	20	11.0	28	15.4	70	38.5	30.1
京畿	1,710	680	39.7	643	37.6	578	33.8	554	32.4	487	28.5	301	17.6	723	42.3	33.1
江原	734	183	24.9	236	32.2	170	23.2	129	17.6	86	11.7	52	7.1	289	39.4	22.3
忠北	454	271	59.7	168	37.0	220	48.5	168	37.0	155	34.1	115	25.3	417	91.9	47.6
忠南	732	328	44.7	287	39.2	308	42.0	333	45.4	225	30.7	159	21.7	317	43.2	38.1
全北	747	167	22.4	141	18.9	130	17.4	98	13.1	109	14.6	37	5.0	147	19.7	15.9
全南	869	293	33.7	177	20.4	297	34.2	197	22.7	248	28.5	157	18.1	422	48.6	29.5
慶北	978	250	25.6	139	14.2	177	18.1	209	21.4	133	13.6	26	2.7	200	20.4	16.6
慶南	891	140	15.7	146	16.4	130	14.6	78	8.8	76	8.5	44	4.9	172	19.3	12.6
済州	174	152	87.4	62	35.6	101	58.0	173	99.4	173	99.4	4	2.3	76	43.7	60.8
合計	10,571	4,107	38.8	3,541	33.5	3,720	35.2	3,793	35.9	3,022	28.6	1,444	13.7	4,641	43.9	32.8

- 2003年7月現在、学校課程別の特殊学級設置学校の障害学生便宜施設設置率は初等学校40.2%、中学校42.4%、高等学校55.3%で、全体の平均設置率は46.0%である。
- 学校課程別の特殊学級設置学校の障害学生

便宜施設設置率は内部施設ではエレベータ/スロープ/車椅子リフト設置率施設が21.5%で最も低く、障害者用トイレ設置率が61.6%で最も高い。

<表 2-32>

市・道別特殊学級設置学校の障害学生便宜施設設置比率

(単位：校，%)

市・道	学校数	媒介施設						内部施設						衛生施設		平均設置比率
		主出入口 接近路		障害者 駐車区域		主出入口 段差除去		出入口 出入門		廊下 手すり		エレベータ スロープ 車椅子リフト		障害者用 トイレ		
		設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	
ソウル	413	224	54.2	203	49.2	185	44.8	187	45.3	171	41.4	36	8.7	324	78.5	46.0
釜山	295	65	22.0	78	26.4	48	16.3	74	25.1	60	20.3	12	4.1	75	25.4	19.9
大邱	144	97	67.4	49	34.0	119	82.6	114	79.2	0	0	27	18.8	97	67.4	58.2
仁川	156	83	53.2	70	44.9	92	59.0	89	57.1	50	32.1	40	25.6	112	71.8	49.1
光州	81	74	91.4	72	88.9	67	82.7	70	86.4	79	97.5	79	97.5	72	88.9	90.5
大田	59	25	42.4	41	69.5	27	45.8	22	37.3	23	39.0	11	18.6	32	54.2	43.8
蔚山	39	11	28.2	12	30.8	9	23.1	29	74.4	2	5.1	6	15.4	16	41.0	31.1
京畿	431	264	61.1	230	53.2	232	53.7	211	48.8	175	40.5	120	27.8	318	73.6	51.2
江原	197	70	35.5	91	46.2	61	31.0	43	21.8	31	15.7	22	11.2	108	54.8	30.9
忠北	129	105	81.4	64	49.6	83	64.3	68	52.7	67	51.9	45	34.9	127	98.4	61.9
忠南	259	167	64.2	126	48.5	165	63.5	161	61.9	113	43.5	84	32.3	167	64.2	54.0
全北	161	45	28.0	44	27.3	34	21.1	33	20.5	39	24.2	10	6.2	39	24.2	21.6
全南	261	140	53.6	82	31.4	134	51.3	85	32.6	120	46.0	102	39.1	163	62.5	45.2
慶北	245	103	42.0	46	18.8	72	29.4	81	33.1	76	31.0	8	3.3	88	35.9	27.6
慶南	228	41	18.0	43	18.9	41	18.0	20	8.8	20	8.8	9	3.9	62	27.2	14.8
済州	47	42	89.4	15	31.9	28	59.6	47	100	47	100	0	0	24	51.1	72.0
合計	3,145	1,556	49.4	1,266	40.2	1,397	44.4	1,334	42.4	1,073	34.1	611	19.4	1,824	58.0	41.1

〈表 2-33〉

学校課程別の特殊学級設置学校の障害学生便宜施設設置比率

(単位：校，%)

課程別	特殊学級設置学校数	媒介施設						内部施設						衛生施設		平均設置比率
		主出入口接近路		障害者駐車区域		主出入口段差除去		出入口出入門		廊下手すり		エレベータスロープ車椅子リフト		障害者用トイレ		
		設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	
初等	2,430	1,173	48.3	938	38.6	1,056	43.5	1,014	41.7	804	33.1	472	19.4	1,372	56.5	40.2
中学	601	316	52.4	252	41.8	269	44.6	251	41.6	218	36.2	106	17.9	377	62.5	42.4
高等	114	67	58.8	76	66.7	69	44.7	69	60.5	51	44.7	31	27.2	75	65.8	55.3
計	3,145	1,556	53.17	1,266	49.03	1,394	44.27	1,334	48.0	1,073	38.0	609	21.5	1,824	61.6	46.0

※初等学校に重複設置された幼稚園特殊学級は初等学校に含む

〈表 2-34〉

市・道別、特殊学級未設置校障害学生便宜施設設置比率

(単位：校，%)

市・道	学校数	媒介施設						内部施設						衛生施設		平均設置比率
		主出入口接近路		障害者駐車区域		主出入口段差除去		出入口出入門		廊下手すり		エレベータスロープ車椅子リフト		障害者用トイレ		
		設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	設置校数	設置比率	
ソウル	774	419	54.1	413	53.4	370	47.8	498	64.3	469	60.6	91	11.8	510	65.9	51.1
釜山	292	77	26.4	115	39.4	71	24.3	96	32.9	80	27.4	42	14.4	73	25.0	27.1
大邱	242	168	69.4	82	33.9	209	86.4	214	88.4	0	0	46	19.0	127	52.5	58.3
仁川	227	114	50.2	96	42.3	116	51.1	96	42.3	71	31.3	39	17.2	142	62.6	42.4
光州	171	108	63.2	108	63.2	96	56.1	125	73.1	159	93.0	16	9.4	96	56.1	59.2
大田	184	84	45.7	117	63.6	105	57.1	108	58.7	103	56.0	38	20.7	97	52.7	50.6
蔚山	141	43	30.5	34	24.1	43	30.5	76	53.9	16	11.3	22	15.6	52	36.9	29.0
京畿	1,256	394	31.4	396	31.5	324	25.8	323	25.7	296	23.6	164	13.1	387	30.8	26.0
江原	532	109	20.5	141	26.5	106	19.9	83	15.6	51	9.6	27	5.1	178	33.5	18.7
忠北	316	158	50.0	99	31.3	131	41.5	91	28.8	79	25.0	64	20.3	281	88.9	40.8
忠南	468	156	33.3	156	33.3	138	29.5	167	35.7	107	22.9	70	15.0	145	31.0	28.7
全北	577	114	19.8	88	15.3	87	15.1	57	9.9	64	11.1	22	3.8	100	17.3	27.5
全南	601	149	24.8	91	15.1	158	26.3	108	18.0	124	20.6	51	8.5	252	41.9	22.2
慶北	726	142	19.6	86	11.8	99	13.6	122	16.8	51	7.0	14	1.9	105	14.5	12.2
慶南	657	94	14.3	99	15.1	84	12.8	53	8.1	51	7.8	30	4.6	106	16.1	11.3
済州	125	108	86.4	45	36.0	71	56.8	124	99.2	124	99.2	3	2.4	51	40.8	60.1
合計	7,289	2,437	33.4	2,166	29.7	2,208	30.3	2,341	32.1	1,845	25.3	739	10.1	2,702	37.1	28.3

- 2003年7月現在、特殊学級未設置校の障害学生便宜施設の平均設置比率は28.3%であり、障害学生便宜施設設置比率が高い地域は済州60.1%、光州59.2%、大邱58.3%、ソウル51.1%の順で、低い地域は慶北12.2%、慶南11.3%である
- 2003年7月現在、特殊学校137校の障害学生便宜施設設置校は主出入口接近路設置校114校(83.2%)、障害者駐車区域設置校109校

(79.6%)、出入口/出入り口設置校104校(75.9%)、主出入口段差除去校115校(83.9%)、スロープ/エレベータ/車いすリフト設置校94校(68.6%)、階段および廊下手すり設置校104校(75.9%)、障害者用トイレ設置校115校(83.9%)であり、全特殊学校の障害学生便宜施設の平均設置比率は80.2%である。

<表 2-35> 市・道別、特殊学校障害学生便宜施設設置比率

(単位：校，%)

市・道	学校数	媒介施設						内部施設						衛生施設		平均設置比率
		主出入口 接近路		障害者 駐車区域		主出入口 段差除去		出入口 出入門		廊下 手すり		エレベーター スロープ 車椅子リフト		障害者用 トイレ		
		設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	設置 校数	設置 比率	
ソウル	29	26	89.7	21	72.4	22	75.9	23	79.3	19	65.5	21	72.4	25	86.2	77.3
釜山	10	4	40.0	8	80.0	7	70.0	9	90.0	5	50.0	4	40.0	5	50.0	60.0
大邱	8	7	87.5	8	100	8	100	8	100	8	100	6	75.0	7	87.5	92.9
仁川	6	5	83.3	4	66.7	4	66.7	5	83.3	4	66.7	5	83.3	6	100	78.6
光州	5	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	4	80.0	5	100	97.1
大田	4	2	50.0	4	100	4	100	4	100	4	100	4	100	3	75.0	89.3
蔚山	2	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100	0	0	2	100	100
京畿	23	22	95.7	17	73.9	22	95.7	20	87.0	16	69.6	17	73.9	18	78.3	82.0
江原	5	4	80.0	4	80.0	3	60.0	3	60.0	4	80.0	3	60.0	3	60.0	68.6
忠北	9	8	88.9	5	55.6	6	66.7	9	100	9	100	6	66.7	9	100	82.6
忠南	5	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	100
全北	9	8	88.9	9	100	9	100	8	88.9	6	66.7	5	55.6	8	88.9	84.1
全南	7	4	57.1	4	57.1	5	71.4	4	57.1	4	57.1	4	57.1	7	100	65.3
慶北	7	5	71.4	7	100	6	85.7	6	85.7	6	85.7	4	57.1	7	100	83.7
慶南	6	5	83.3	4	66.7	5	83.3	5	83.3	5	83.3	5	83.3	4	66.7	78.6
済州	2	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100	1	50.0	1	50.0	85.7
合計	137	114	83.2	109	79.6	115	83.9	118	86.1	104	75.9	94	68.6	115	83.9	80.2

□今後の課題

- 各学校の既存の建物に障害学生便宜施設設置のための障害学生便宜施設拡充総合計画の樹立・推進
- 障害学生の移動権と学習権保障のための各学校・大学等の障害学生便宜施設の実態調査および支援・評価方案の用意

(3) 統合学級運営管理の強化

□関連法規

- 統合教育とは特殊教育対象者の正常な社会適応能力の発達のため、一般学校で特殊教育対象者を教育したり、特殊教育機関の在学学生を一般学校の教育課程の一部に参加させ、教育することである(特殊教育振興法第2条第6号)
- 国および地方自治体は特殊教育を必要とする者が幼稚園・初等学校・中学校および高等学校とこれに準ずる各種学校で教育を受けようと思う場合には、別途の入学手続き教育課程などを用意するなど統合教育の実施に必要な施策を講じなければならない(特殊教育振興法第59条)

- 一般学校の長は特殊教育対象者またはその保護者や特殊教育機関の長が統合教育を要求する場合には特別な理由がない限りこれに応じること(特殊教育振興法第15条第1項)
- 各級学校の長は特殊教育対象者が学校に入学を希望する場合、その障害を理由に入学の支援を拒否したり、入学選考合格者の入学を拒否するなどの不利益な処分をしてはならない(特殊教育振興法第13条第1項)
- 特殊教育振興法第2条第6号の規定による統合教育のための学級を直接担当した経歴に対して選択加算点を付与する(教育公務員昇進規定第41条4項6号)

□状況および推進実績

- 現在、特殊教育は全世界的に特殊学校と特殊学級の分離教育から特殊教育対象学生が一般学生と共に一般学級で教育を受ける統合教育を指向している
- 2003年7月現在、全国4,067の幼・初・中・高等学校の19,399統合学級教育実態調査を分析中である
- 2003年4月現在、4,067幼・初・中・高等学校に19,399の統合学級が運営中である

- 特殊教育対象者が教育課程運営時間の100%を一般学級で教育を受ける統合学級は760校1,579学級である
- 特殊教育対象者が教育課程運営時間の一部時間は特殊学級で教育を受けて残りを一般学級で教育を受ける部分統合学級は3,181校17,518学級である
- 特殊学校に在学している特殊教育対象者の統合教育のために特殊学校と協力し、統合教育を実施する統合学級は126校302学級である

〈表 2・36〉 市・道別統合学級設置学校および学級数 (単位：校、学級)

市・道	統合学級A		統合学級B		統合学級C		合計	
	設置学校	設置学級	設置学校	設置学級	設置学校	設置学級	設置学校	設置学級
ソウル	218	396	435	3,612	2	2	655	4,010
釜山	5	5	299	1,810	-	-	304	1,815
大邱	65	212	147	1,278	-	-	212	1,490
仁川	-	10	156	968	-	-	156	978
光州	3	5	84	139	-	-	87	144
大田	15	33	61	85	-	-	76	118
蔚山	18	36	41	303	-	-	59	339
京畿	25	121	436	2,709	77	164	538	2,994
江原	8	19	198	558	1	1	207	578
忠北	86	253	125	609	9	-	211	862
忠南	75	163	258	1,401	11	47	344	1,611
全北	13	27	164	835	5	10	182	872
全南	142	165	259	831	-	-	401	996
慶北	32	44	241	901	22	53	295	998
慶南	19	22	231	1,291	8	25	258	1,338
済州	36	68	46	188	-	-	82	256
合計	760	1,579	3,181	17,518	126	302	4,067	19,399

※ 統合学級A：特殊教育対象者に選ばれたが、特殊学級でない一般学級に配置され、教育を受ける学級(特殊教育対象者が教育課程運営時間の100%に参加する一般学級数)
 統合学級B：特殊学級学生が籍を置く一般学級で、教育課程運営時間の一部を特殊学級で参加し、残りを一般学級で参加する一般学級(従来の特殊学級学生の本籍学級)
 統合学級C：特殊学校の統合教育協力学級(特殊学校と連携して統合教育を実施する協力学級)

〈表 2・37〉 市・道別、学校課程別、一般学校の統合学級設置校比率 (単位：校、%)

市・道	幼稚園			初等学校			中学校			高等学校			計		
	総幼稚園数	統合教育運営校数	比率	総学校数	統合教育運営校数	比率	総学校数	統合教育運営校数	比率	総学校数	統合教育運営校数	比率	総学校数	統合教育運営校数	比率
ソウル	989	115	11.6	550	346	62.9	358	141	39.4	284	53	18.7	2,181	655	30.0
釜山	394	9	2.3	279	244	87.5	165	43	26.1	143	8	5.6	981	304	31.0
大邱	268	4	1.5	193	124	64.2	111	29	26.1	82	55	67.1	654	212	32.4
仁川	309	3	1.0	190	116	61.1	103	25	24.3	90	15	16.7	692	156	23.0
光州	92	3	3.3	121	67	55.4	71	14	19.7	60	3	5.0	344	87	25.3
大田	59	2	3.4	117	59	50.4	73	11	15.1	55	4	7.3	304	76	25.0
蔚山	182	3	1.6	94	41	43.6	46	11	23.9	37	4	10.8	359	59	16.4
京畿	1,698	25	1.5	935	371	39.7	434	90	20.7	318	52	16.4	3,385	538	15.9
江原	427	2	0.5	458	172	37.6	159	26	16.4	112	7	6.3	1,156	207	17.9
忠北	230	2	0.9	245	111	45.3	121	53	43.8	79	45	57.0	675	211	31.3
忠南	426	3	0.7	431	223	51.7	189	82	43.9	106	35	33.0	1,152	344	29.9
全北	516	5	1.0	414	146	35.3	196	30	15.3	128	1	0.8	1,254	182	14.5
全南	663	4	0.6	460	246	53.5	252	92	36.5	150	59	39.3	1,525	401	26.3
慶北	514	9	1.8	493	225	45.6	281	43	15.3	196	18	9.2	1,484	295	19.9
慶南	691	3	0.4	468	188	40.2	249	42	16.9	168	25	14.9	1,576	258	16.4
済州	-	-	-	60	60	100.0	20	20	100.0	2	2	100.0	82	82	100.0
計	7,458	190	2.6	5,508	2,739	49.7	2,828	752	26.6	2,010	386	19.2	17,804	4,067	22.8

- 地域別・学校課程別一般学校の統合学級設置学校の比率は全国平均22.8%である
- 一般学校対応統合学級設置校の比率が高い市・道は済州100.0%、釜山31.0%、ソウル30.0%である一方、全北は14.5%である

- 2003年4月現在、統合学級を担当している19,099人の教員のうち特殊学校1級正教師資格所持者は321人(1.7%)、特殊学校2級正教師資格所持者208人(1.1%)、特殊教育60時間以上研修者2,633人(13.8%)であり、その他の15,937人(83.4%)は特殊教育研修を履修していない教師である

<表 2-38> 統合学級担当教師の特殊教育免許状所持および研修履修者の比率 (単位：名、%)

市・道	特殊学校 1級正教師 資格所持	特殊学校 2級正教師 資格所持	特殊教育 研修履修 (60時間以上)	特殊教育 研修未履修 (60時間以上)	計
ソウル	0(0)	8(0.2)	508(12.7)	3,494(87.1)	4,010(100)
釜山	8(0.4)	43(2.3)	534(29.0)	1,258(68.3)	1,843(100)
大邱	15(1.0)	11(0.7)	45(3.0)	1,419(95.2)	1,490(100)
仁川	2(0.2)	11(1.1)	114(11.7)	851(87.0)	978(100)
光州	4(2.3)	4(2.3)	38(22.0)	127(73.4)	173(100)
大田	0(0)	6(1.5)	17(4.3)	372(94.2)	395(100)
蔚山	0(0)	1(0.3)	6(1.6)	378(98.2)	385(100)
京畿	39(1.3)	59(2.0)	641(21.4)	2,255(75.3)	2,994(100)
江原	3(0.5)	2(0.3)	53(9.2)	519(89.9)	577(100)
忠北	11(1.3)	15(1.7)	61(7.1)	775(89.9)	862(100)
忠南	1(0.1)	8(0.8)	70(6.7)	973(92.5)	1,052(100)
全北	3(0.3)	2(0.2)	33(3.8)	834(95.6)	872(100)
全南	217(24.5)	1(0.1)	276(31.2)	390(44.1)	884(100)
慶北	2(0.2)	13(1.3)	98(9.8)	885(88.7)	998(100)
慶南	16(1.2)	24(1.8)	131(9.8)	1,167(87.2)	1,338(100)
済州	0(0)	0(0)	8(3.2)	240(96.8)	248(100)
合計	321(1.7)	208(1.1)	2,633(13.8)	15,937(83.4)	19,099(100)

- 2001年7月7日、統合教育の活性化のために教育公務員昇進規定第41条第3項の改正を通じ、統合教育のための学級を直接担当した経歴に対して選択加算点を付与できるようにした

- 2003年4月現在、統合学級担当教師に昇進加算点を付与している市・道教育庁は釜山、仁川、蔚山、京畿、忠南、全南、慶北、慶南、済州の9個地域で、この中の釜山、蔚山、京畿、全南、慶北の5つの教育庁は初等統合学級担当教師にのみ加算点を付与している

<表 2-39> 市・道別、統合学級担当教師の昇進加算点付与状況 (2003.4.現在)

市・道	付与の可否	月評定点	備考
ソウル	-	-	-
釜山	付与	0.0053	初等学校
大邱	-	-	-
仁川	付与	0.0053	小, 中, 高等学校
光州	-	-	-
大田	-	-	-
蔚山	付与	0.0053	初等学校
京畿	付与	0.005	初等学校
江原	-	-	-
忠北	-	-	-
忠南	付与	0.0105	幼, 小, 中, 高等学校
全北	-	-	-
全南	付与	0.005	初等学校
慶北	付与	0.0053	初等学校
慶南	付与	0.01	小, 中, 高等学校
済州	付与	0.0105	小, 中, 高等学校
合計	9地域		

□今後の課題

- 教育課程運営時間の100%を一般学級で教育を受けている特殊教育対象者の特殊教育要求支援のため、一般学校内特殊教育教師の配置
- 特殊教育対象者の統合教育支援のため、特殊学校および特殊学級の運営形態移行
- 統合教育の効率化のため、統合学級担当教師の特殊教育研修機会の拡大
- 統合教育の効率化のため、統合学級担当教師の選択加算点付与拡大
- 統合学級担当教員に対する昇進加算点付与の逆機能を最小化し、純機能を最大化できる統合学級担当教員選定・配置基準の強化

(4) 統合教育試験学校の指定・運営

□ 関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育を必要とする者が幼稚園・初等学校・中学校および高等学校とこれに準ずる各種学校で教育を受けることを希望する場合には、別途の入学手続き・教育課程などを用意する等、統合教育の実施に必要な施策を講じること(初・中等教育法第59条)

□ 状況および推進実績

<表 2-40> 市・道別統合教育試験学校運営状況
(単位：校、千ウオン)

市・道	運営学校数	協力学校数	支援予算
ソウル	1	2	8,000
釜山	2	2	23,000
大邱	4	-	5,000
仁川	2	1	1,500
光州	1	3	6,000
大田	1	2	8,000
蔚山	3	7	-
京畿	26	8	10,000
江原	19	23	29,000
忠北	1	3	15,000
忠南	36	41	66,000
全北	5	5	-
全南	23	45	5,000
慶北	1	3	3,000
慶南	11	11	36,000
済州	1	-	5,000
合計	137	156	220,500

- 2000年より、特殊教育の全世界的な傾向である統合教育の拡大および効率化を図るため、毎年市・道教育庁別に統合教育試験学校を1校以上指定・運営し、年末に事例発表大会を開催している
- 2003年4月現在、統合教育に必要な教育課程運営、教材・教具開発・適用などのために全国16市・道教育庁で43校を統合教育試験学校に指定・運営している

□ 今後の課題

- 統合教育の拡大のため、統合教育試験学校指定・運営の拡大および支援の強化
- 統合教育の活性化および効率化のため、統合教育試験学校の運営結果の一般化を計画

4) 障害学生の大学教育機会の拡大

□ 関連法規

- 特殊教育振興法第10条の規定による特殊教育対象者が大学に入学する場合、その定員を別とする(高等教育法施行令第29条)
- 特殊教育振興法第10条により特殊教育対象者に選ばれた者が高等学校課程以上の各学校への就学を希望する場合には、学校の長がこれを選定する(特殊教育振興法第10条第2項)

<表 2-41> 2002年度特殊学校および特殊学級高等学校課程卒業生の進学率 (単位：名、%)

市・道	卒業生数			進学者数									進学率	
				専攻科		専門大学		大学		計				
	特殊学校	特殊学級	計	特殊学校	特殊学級	特殊学校	特殊学級	特殊学校	特殊学級	特殊学校	特殊学級	小計	特殊学校	特殊学級
ソウル	440	200	640	86	-	24	-	26	7	136	7	152	30.9	3.5
釜山	125	3	128	43	1	5	-	7	-	55	1	62	44.0	33.3
大邱	123	26	149	21	6	7	9	4	-	32	15	30	26.0	57.7
仁川	74	50	124	2	-	1	1	3	-	6	1	7	8.2	2.0
光州	69	12	81	27	3	3	1	5	-	35	4	35	50.7	33.3
大田	57	17	84	36	-	2	1	3	4	41	5	57	71.9	29.4
蔚山	44	14	58	-	5	-	-	1	1	1	6	1	2.3	42.9
京畿	265	70	335	86	13	11	4	12	4	109	21	107	41.1	30.0
江原	90	-	90	21	-	6	-	1	-	28	-	15	31.1	-
忠北	132	6	138	19	-	7	-	3	-	29	-	56	22.0	-
忠南	42	37	79	25	1	-	1	-	-	25	2	31	59.5	5.4
全北	76	-	76	15	-	-	-	10	-	25	-	39	32.9	-
全南	78	9	87	26	-	1	-	2	-	29	-	23	37.2	-
慶北	149	10	159	43	-	1	1	2	-	46	1	44	30.9	10.0
慶南	77	7	84	17	-	-	-	3	-	20	-	26	26.0	-
済州	32	-	32	-	-	2	-	2	-	4	-	4	12.5	-
計	1,873	461	2,334	467	29	70	18	84	16	621	63	689	33.2	13.7

□ 状況

- 障害学生の大学教育機会拡大および職業リハビリを図るため、1995学年度から特殊教育対象者大学入学特別選考制度を実施している
- 2003年4月現在、特殊学校および特殊学級高等部卒業生2,334人の進学率は、特殊学校卒業生は33.2%、特殊学級卒業生は13.7%であり、高等学校課程の特殊学校および特殊学級卒業生のうち大学に進学した学生は計188人である
- 2003年度に特殊教育対象者大学入学特別選考を実施した大学は、専門大学14校と大学47校で計61校であり、これを通じて入学した特殊教育対象者は427人である

〈表 2-42〉
年度別、特殊教育対象者特別選考大学入学生数
(単位：校、名)

学年度	専門大学 (短大)		大学		合計	
	実施 大学	学生	実施 大学	学生	実施 大学	学生
1995	2	6	6	107	8	113
1996	2	16	16	201	18	217
1997	6	42	30	234	36	276
1998	6	57	39	298	45	355
1999	6	47	40	349	46	396
2000	9	55	48	313	57	368
2001	11	61	43	360	54	421
2002	15	194	46	420	61	614
2003	14	117	47	310	61	427

□今後の課題

- 障害学生の移動権および学習権保障のための大学内障害者便宜施設設置の拡大
- 障害学生の校内活動および学習活動を支援する大学内障害学生支援センターの設置・運営および専門担当人材配置促進のための大学障害学生教育福祉支援評価制の施行
- 障害学生の学習活動のための点字図書、電子図書および学習補助道具など多様な教材・教具の製作・普及および大学の障害者教育プログラムの運営開発・普及拡大

2. 教育方法の多様化と改善を通じた特殊教育の質の向上

1) 特殊教育教育課程および教材・教具開発の拡大

□関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育の内容および方法の研究・改善、特殊教育に必要な教材・教具の研究・開発および普及、特殊教育支援体制の研究・改善などに必要な経費を優先的に支給すること(特殊教育振興法第3条)
- 特殊学校の教育課程については市・道教育課程編成・運営指針および学校教育課程を編成・運営すること(教育部告示第1998-11号)
- 特殊教育機関の教育課程は障害の種別と程度を考慮して、教育人的資源長官が定める。特殊学校の長は教育委員長の承認を得て、在学中の知的障害または情緒障害(自閉症を含む)のある特殊教育対象者に対し幼稚園・初等学校・中学校または高等学校課程を統合して、運営できる(特殊教育振興法第25条)

□状況および推進実績

- 1994年5月16日、特殊教育に関する実験研究、特殊教育学習資料開発など特殊教育の専門研究機関として京畿道安山市に国立特殊教育院を設置した
- 国立特殊教育院では特殊教育実態調査、特殊教育基礎研究、特殊教育学習資料開発など特殊教育教育課程および教材・教具開発事業を持続的に遂行している
- 2002年、国立特殊教育院は特殊教育基礎研究、特殊教育教育課程および教材・教具開発などのために9研究課題を遂行した
 - 障害学生の教育権および学習権を保障するのに必要な合理的で効率的な特殊教育政策および支援対策の作成ため「特殊教育機関運営実態分析研究」、「在宅障害児童教育支援体制構築」、「韓国障害学生学業達成度分析研究」を実施し、報告書11,400部を配付した
 - 急変する教育環境と学生の多様な教育要求に能動的・効率的に対処するため、「特殊教育補助員運営方案研究」を実施し、報告書1,200部を配付した
 - 特殊学校(級)教育課程運営の正常化と特

特殊教育の質向上を図るため、診断・評価道具1種、教科教育指導資料3種、移行課程支援資料1種等総5種10,300部を発刊・製作し、特殊学校(級)に配付するとともに、Webプログラム1種(障害学生移行支援案内システム)をホームページに掲載した

〈表 2・43〉
2002年度国立特殊教育院研究事業
(単位:種、部、百万ウォン)

区分	課題数	報告書開発部数	予算
特殊教育実態調査	3	11,400	232
特殊教育基礎研究	1	1,200	10
特殊教育学習資料開発	5	10,300	158
計	9	22,900	400

○ 2003年8月現在、国立特殊教育院は特殊教育実態調査3課題、特殊教育基礎研究4課題、特殊教育学習資料開発2課題を実施している

- 特殊教育実態調査: 統合学級運営実態分析研究、特殊教育機関の職業教育運営の充実方案、障害学生の学業達成度研究
- 特殊教育基礎研究: 障害理解教育資料開発、国民共通基本教育課程教科用図書障害関連内容分析研究、障害乳・幼児教育充実のための機関連係方案研究
- 特殊教育学習資料開発: KISE基礎学力検査開発研究(1/2年目)、KISE適応行動評価道具開発研究(2/2年目)

〈表 2・44〉
2003年度国立特殊教育院研究事業計画
(単位:種、部、百万ウォン)

区分	課題数	報告書開発部数	予算
特殊教育実態調査	3	10,200	249
特殊教育基礎研究	4	2,800	143
特殊教育学習資料開発	2	700	151
計	9	13,700	543

○ 2003年、国立特殊教育院は特殊教育セミナー開催(2回, 600人予定)、特殊教育ワークショップ開催(2回, 397人)、特殊教育情報誌・広報紙および論文集発刊(4種34,500部)、国際交流協力などの特殊教育学術および広報事業を実施している

〈表 2・45〉
2003年度特殊教育学術会開催推進実績
(単位:会、名)

区分	開催回数	出席人数
セミナー	2	600
ワークショップ	2	397

- 2003年8月現在、16市・道教育庁は地域の実情に適切な教育課程編成・運営指針を開発・提示している
- 全国137の特殊学校と4,102の特殊学級は計市・道教育庁の指針により、学校の実情、地域の特性、学生の実態、保護者の意見などを考慮して、学校教育課程と学級教育課程を編成・運営している
- 2002年9月から2003年8月まで、全国16市・道で学校教育課程編成・運営のための教育課程研修を、301回23,816人を対象に実施する

〈表 2・46〉
市・道別、特殊学校教育課程研修実績
(単位:会、時間、名)

市・道	実施回数	1回当たりの研修時間	のべ参加教員数
ソウル	9	6.0	659
釜山	19	3.0	1,731
大邱	3	3.0	580
仁川	8	2.8	1,356
光州	4	3.0	512
大田	7	2.0	62
蔚山	11	4.3	155
京畿	25	8.0	1,480
江原	28	2.0	5,544
忠北	24	5.0	602
忠南	26	12.0	1,912
全北	30	8.0	5,544
全南	14	2.3	1,035
慶北	42	36.0	878
慶南	42	44.0	829
済州	9	4.0	937
計	301	9.1	23,816

○ 特殊学校・特殊学級・一般学級のに在籍する弱視学生に対する調査結果、全国の弱視学生は1,056人で、視覚障害学生のうち弱視学生が45.1%を占める

※ 弱視学生: 両眼の矯正視力が各々0.04以上で特定の学習メディアまたは課題の修正を通して視覚的課題遂行が難しい学生で、残存視力を活用し、文字の拡大等光学的な機構を使用した教育が必要な学生

○ 弱視学生は視力障害にもかかわらず、一般の児童生徒と同じ大きさの文字の教科書を使用し学習に多くの困難を経験しているため、2002年度より初等学校課程全教科の教科書を「拡大教科書」として製作・支給す

る

※ 拡大教科書：一般教科書の文字の大きさを150%拡大した教科書

<表 2・47>

市・道別、各種学校弱視学生状況

(単位:会、名)

市・道	特殊学校					特殊学級					一般学級					合計				
	幼	初	中	高	小計	幼	初	中	高	小計	幼	初	中	高	小計	幼	初	中	高	小計
ソウル	2	21	17	71	111	-	14	12	16	42	1	11	7	-	19	3	46	36	87	172
釜山	-	4	8	8	20	-	8	1	4	13	-	-	-	-	-	-	12	9	12	33
大邱	3	11	3	16	33	-	7	-	3	10	-	9	10	1	20	3	27	13	20	63
仁川	4	27	15	37	83	-	5	1	-	6	-	13	1	-	14	4	45	17	37	103
光州	7	15	12	27	61	-	5	3	-	8	-	2	2	1	5	7	22	17	28	74
大田	-	6	7	39	52	1	4	-	-	5	-	3	1	-	4	1	13	8	39	61
蔚山	-	-	-	-	-1	-	-	-	-	-	-	6	4	1	11	-	6	4	1	11
京畿	-	10	7	1	18	-	24	3	1	28	-	33	11	3	47	-	67	21	5	93
江原	3	23	21	36	83	-	2	-	-	2	-	1	-	-	1	3	26	21	36	86
忠北	-	17	32	28	77	-	8	3	-	11	-	-	-	1	1	-	25	35	29	89
忠南	-	1	1	2	4	-	17	13	1	31	-	-	-	-	-	-	18	14	3	35
全北	-	7	3	12	22	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	8	4	12	24
全南	-	12	14	39	65	-	-	-	-	-	-	11	16	2	29	-	23	30	41	94
慶北	-	3	1	2	6	-	4	2	1	7	-	29	9	8	46	-	36	12	11	59
慶南	-	1	5	2	8	-	4	-	2	6	-	11	3	8	22	-	16	8	12	36
済州	2	2	1	7	12	-	1	-	-	1	1	3	2	4	10	3	6	3	11	23
計	21	160	147	327	655	1	103	39	28	171	2	133	66	29	230	24	396	252	384	1,056

□ 今後の課題

- 特殊教育対象学生の障害類型・障害程度および教育環境に適切な教育課程および教育課程運営資料・学習資料の研究・開発を担当する特殊教育教育課程研究専門担当部署の設置・運営
- 特殊教育対象学生を含むすべての学生の要求に合った教育課程の質的運営体系確立を通じた教育の質向上
- 特殊教育対象学生の障害類型・障害程度および教育環境に適した教材・教具の開発・普及拡大を通じた特殊教育の質向上
- 特殊学校、特殊学級、一般学級の中等学校課程に在学している弱視学生達のための拡大教科書製作・普及拡大

教育を実施する(特殊教育振興法第20条第1項)

- 特殊教育機関の長は特殊教育対象者が進路に対する方針をたて職業を選択できるようにする進路教育を実施する(特殊教育振興法第22条)
- 高等学校課程を設置した特殊学校において課程の卒業生(高等学校の特殊学級卒業生を含む)に専門技術教育をするため、授業年限が1年以上の専攻科をおくことができる(初・中等教育法第56条)
- 高等学校課程を設置した特殊教育機関には専門技術教育を実施するため、授業年限1年以上の専攻科をおくことができる(特殊教育振興法第21条第1項)

□ 状況および推進実績

2) 職業・進路および移行教育の強化

□ 関連法規

- 特殊教育機関の長は特殊教育対象者の職業教育に必要な施設および設備を整備し、職業

- 特殊学校高等学校課程の教育課程は、視覚・聴覚および肢体不自由学校の場合教育課程運営時間の38%以上を、知的障害学校は48%~50%を職業教育に配分するよう規定している

<表 2-48>

2002年度特殊学校高等部卒業生の就職率および進学率

(単位：名、%)

市・道	卒業生数	就職率		進学率	
		就職者数	比率	進学者数	比率
ソウル	440	115	26.1	136	30.9
釜山	125	44	35.2	55	44.0
大邱	123	13	10.6	32	26.0
仁川	74	24	32.4	6	8.1
光州	69	28	40.6	35	50.7
大田	57	13	22.8	41	71.9
蔚山	44	10	22.8	1	2.3
京畿	265	56	21.1	109	41.1
江原	90	33	36.7	28	31.6
忠北	132	87	65.9	29	22.0
忠南	42	0	0.0	25	59.5
全北	76	22	28.9	25	32.9
全南	78	20	25.6	29	37.2
慶北	149	25	16.8	46	30.9
慶南	77	22	28.6	20	26.0
済州	32	0	0.0	4	12.5
合計	1,873	512	27.3	621	33.2

<表 2-49>

2002年度特殊学級高等部卒業生の就職率および進学率

(単位：名、%)

市・道	卒業生数	就職率		進学率	
		就職者数	比率	進学者数	比率
ソウル	200	40	20.0	7	3.5
釜山	3	0	0.0	1	33.3
大邱	26	9	34.6	15	57.7
仁川	50	29	58.0	1	2.0
光州	12	5	41.7	4	33.3
大田	17	3	17.6	5	29.4
蔚山	14	1	7.1	6	42.9
京畿	70	22	31.4	21	30.0
江原	0	0	0.0	0	0.0
忠北	6	5	83.3	0	0.0
忠南	37	13	35.1	2	5.4
全北	0	0	0.0	0	0.0
全南	9	2	22.2	0	0.0
慶北	10	3	30.0	1	10.0
慶南	7	3	42.9	0	0.0
済州	0	0	0.0	0	0.0
合計	461	135	29.3	63	13.7

※ 進学率は特殊学校専攻科進学率を含む

- 2002年度、137の特殊学校高等学校課程卒業生1,873人中、就職をした学生は512人(就職率:27.3%)、上級学校に進学した学生は621人(進学率:33.2%)で、2001年度に比べ就職率は2.0%増加した
- 2002年度の特殊学級高等学校課程卒業生461人のうち就職した学生は135人(就職率:29.3%)で、上級学校に進学した学生は63

人(進学率:13.7%)である

- 2001年から2004年までの毎年2億4千万ウォンをかけ、中・高等学校課程の特殊学校教師を対象に職業教育の効率化を図ることを目的に、職業教育研修を実施している
- 2003年8月現在、全国16市・道教育庁で240人の特殊学校中等教師を対象に職業教育研修を実施中である

<表 2・50>

特殊学校職業教育担当教師研修国庫支援計画

(単位：校、名、百万ウォン)

年度	2001	2002	2003	2004	計
学校数	118	120	120	120	478
研修人数	560	600	600	600	2,360
予算	240	240	240	240	960

- 2003年4月現在、専攻科設置特殊学校は視覚障害学校4校、聴覚障害学校1校、知的障害学校24校、肢体不自由学校1校、情緒障害学校2校など計32校79学級である
- 2003年、専攻科を設置した特殊学校は2002年に比べて、知的障害学校が4校増加

した

- 2003年4月現在、特殊学校専攻科に在学している特殊教育対象学生は視覚障害学校89人、聴覚障害学校27人、知的障害学校644人、肢体不自由学校16人、情緒障害学校24人の計800人である

<表 2・51>

特殊学校専攻科設置状況

(単位：校、学級、名)

障害種別	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	計
学校数	4	1	24	1	2	32
学級数	10	4	61	1	3	79
学生数	89	27	644	16	24	800

□ 今後の課題

- 特殊教育対象学生の移行課程支援拡大のための移行計画モデル開発研究、テスト適用、診断および配置モデル適用の拡大
- 障害学生の適性職種および職業教育モデルの開発・普及
- 特殊学校専攻科運営の効率化および障害学生の成人生活への移行のための労働部（韓国厚生労働省）など関連部署および関連機関との協力体制の構築
- 特殊学校(級)職業教育運営実態分析を通じた改善事項および支援対策の樹立
- 地域社会障害者雇用支援機関および産業界との関係を通じた特殊学校職業教育課程の運営方法改善および支援
- 労働部（韓国厚生労働省）など関連部署と特殊教育対象者の職業リハビリのための職業評価-訓練-配置の連係支援体制の構築

3) 特殊教育情報資料の提供

□ 関連法規

- 国および地方自治体は障害者が便利に情報通信サービスを利用するために必要な施策を講じる(情報格差解消に関する法律第7条)
- 国および地方自治体は障害者福祉施策について障害者およびその保護者に積極的に広報すべきで、障害理解のための施策を講じる(障害者福祉法第9条)

□ 状況および推進実績

- 1997年、教育部・労働部・保健福祉部共同で設立した「障害者福祉発展5ヶ年計画」を根拠に、特殊教育の情報化および障害者教育・福祉・雇用情報の提供のため、国立特殊教育院に「障害者教育福祉情報センター」を設置・運営した
- 2003年8月現在、国立特殊教育院障害者教育福祉情報センターに遠隔特殊教育放送システム設置・運営しインターネット・サービスを提供している
- 2003年現在、国立特殊教育院の他8支局(ソウル浄人学校、大邱南洋学校、仁川仁恵学校、

光州選鉦学校、京畿聖恩学校、慶北慶熙学校、慶南天光学校、済州英知学校)に遠隔特殊教育放送システムを設置し、遠隔放送を実施している

実施している。インターネットを通し、障害学生・教員・保護者・一般人等を対象に、各種特殊教育情報、福祉および雇用関連情報を提供している

- 2003年8月現在までに1,131人の教員と保護者などを対象に遠隔特殊教育研修と相談を

<表 2-53>

2003年度全国特殊教育情報化大会実績

(2003.8現在)

区分	対象	内容	期間	参加人員
特殊教育教員情報化ワークショップ	教師	ワークショップ	6.26	137人
特殊学校(級)学生情報検索大会	学生	情報検索	6.25	267人
特殊教育用ソフトウェアおよび情報機器展示会	市・道教育庁業者	展示会	6.25~6.26	2,377人
文化行事	参加者 地域住民	特集公演 マイム公演	6.25~6.26	800人
計				3,581人

大会参加人数:1,263人

<表 2-54>

市・道別特殊教育担当教員情報化研修実績

(単位:会,名)

市・道	回数	参加人数	研修機関	備考(研修内容)
ソウル	4	180	ソウル特殊教育情報化研究会	ホームページ制作研修、Flash研修、Excel研修、PowerPoint研修
釜山	21	417	教育情報部院	特殊教育におけるICT活用
大邱	-	-	-	-
仁川	5	548	教育庁	特殊教育関連ホームページ活用、ソフトウェア開発、コンピュータ補助学習室運営
光州	1	30	全南女商	特殊学校教師ICT活用研修
大田	3	290	教育庁	NEISおよび特殊教育サイト運営、障害児童の理解と障害児の区分、大田教育教授学習支援センター活用
蔚山	4	6	教育研修院	ICT教授学習活用方法、Word1,2級免許状課程職務研修
京畿	26	1,077	教育庁	教員情報化研修
江原	4	208	教育科学研究院 教育研修院	特殊教育における工学的活用、ICT活用教育
忠北	89	1,306	教育科学研究院 地域教育庁	特殊学校校務業務費支援プログラム活用、PCインターネット活用、ICT資料を通じた障害理解教育、教育行政情報活用研修、校務副支援プログラム
忠南	98	5,670	教育科学研究院 地域教育庁	学校Web Master研修、ICT活用教育、動画製作研修、Web資料制作、CEO研修など
全北	15	768	教育庁	特殊教育支援教授用ソフトウェア活用教育、特殊教育用情報メディア活用を通じた教授-学習方法改善
全南	35	48	教育科学研究院 地域教育庁	コンピュータ、情報活用能力、科学実験実習
慶北	-	-	-	-
慶南	7	66	道教育庁 職業専門学校	教員行政情報システム関連研修、ホームページ、動画、Flash、トラブル、ICT活用
済州	9	30	教育科学研究院	ICT活用のためのインターネット研修
計	321	10,644		

- 2003年8月現在、全国16市・道教育庁で特殊教育情報化教育を321回10,644人の特殊教育担当教員を対象に実施した
- 2003年6月、特殊教育対象学生の情報メディアアクセス能力の向上と特殊教育担当教員の情報化教授能力の伸張のため、韓国リハビリ福祉大学(京畿道,平沢市)において全国特殊教育情報化大会を開催する

- 市・道教育庁ホームページの特殊教育掲示板運営状況は、14市・道教育庁の140地域教育庁(77.8%)が運営しており、市・道教育庁の情報メディア開発種数は102種9,375である

<表 2-55>

市・道別情報化メディア開発

(単位:数、%)

市・道	ホームページ特殊教育掲示板運営							情報メディア		
	市・道教育庁	地域教育庁			特殊学校			開発種数	開発数量	資料形態
		教育庁数	開設数	設置比率	学校数	運営校数	運営費率			
ソウル	×	11	11	100	29	26	89.7	2	4	CD、Web資料
釜山	○	6	6	100	10	10	100	8	45	-
大邱	×	4	3	75.0	8	8	100	3	3	CD資料(2)、Web資料(1)
仁川	○	4	4	100	6	6	100	5	650	CD
光州	○	2	2	100	5	5	100	2	200	CD-Rom、冊子
大田	○	2	2	100	4	4	100	2	2	冊子およびCD
蔚山	○	2	2	100	2	-	-	2	2	-
京畿	○	24	24	100	23	23	100	8	111	CD
江原	○	17	17	100	5	5	100	6	1,750	書誌、CD
忠北	○	11	6	54.5	9	9	100	13	449	録音CD、冊子、Web資料、ソフトウェア資料
忠南	○	15	15	100	5	5	100	18	5,030	CD、冊子、ファイル資料
全北	○	14	14	100	9	9	100	2	900	CD
全南	○	22	22	100	7	7	100	22	22	授業指導案 人格教育資料
慶北	○	23	2	8.7	7	7	100	-	-	-
慶南	○	20	7	35.0	6	6	100	5	9	Web資料
済州	○	3	3	100	2	2	100	4	198	CDおよび冊子
計		14	180	140	77.8	137	96.4	102	9,375	-

□ 今後の課題

- 「遠隔研修院」指定を通じたサイバー特殊教育(研修)体制の構築および特殊教育対象学生の情報格差解消のための専門担当組織の運営
- 特殊教育対象学生の要求と特性に適していた学習補助道具および補助工学(アシスティブ・テクノロジー)機器の開発・普及
- 特殊教育の質向上のための特殊教育マルチメディア資料および電子図書開発、データベース構築、ICT活用教育の強化

4) 特殊教育関連サービス提供の拡大

(1) 治療教育の強化

□ 関連法規

- 治療教育とは障害により発生した欠陥を補充すると同時に生活機能を回復させる心理治療・言語治療・物理治療・作業治療・聴能訓練・歩行訓練および生活適応訓練などの教育活動をいう(特殊教育振興法第2条第7項)
- 特殊教育機関の長は特殊教育対象者に対して健康診断および生活機能の回復程度を判定した結果、治療教育が必要な特殊教育対

象者がいる場合にはこれに必要な措置を取る(特殊教育振興法第18条第2項)

- 特殊教育機関には治療教育を担当する教員をおく(特殊教育振興法第19条第1項)
- 特殊教育機関に置く治療教育担当教員は特殊学校の治療教育科目正教師・準教師または実技教師資格がある者および特殊学校の正教師または準教師資格がある者とし、物理治療師・作業治療師など治療教育に関連した資格を持っている者とする(特殊教育振興法第16条第1項)

□ 状況および推進実績

- 現行の特殊学校教育課程は治療教育の活動領域を言語治療、物理治療、作業治療、感覚・運動・知覚訓練、心理・行動適応訓練、歩行訓練、日常生活訓練の8領域に区分している
- 2003年8月現在、全国137特殊学校に320人の治療教育教師たちが配置され、特殊教育対象学生の治療教育を担当しており、特殊学級特殊教育対象学生の治療教育のため蔚山、忠南、全南に14人の治療教育教師を配置し巡回治療教育を実施している

<表 2・56>

2003年特殊学校(級)治療教育教師配置数

市・道	特殊学校		特殊学級		計
	定員	現員	定員	現員	現員
ソウル	79	76	-	-	76
釜山	24	24	-	-	24
大邱	21	21	-	-	21
仁川	17	17	-	-	17
光州	13	13	-	-	13
大田	9	9	-	-	9
蔚山	9	9	-	1*	10
京畿	52	50	-	-	50
江原	11	11	-	-	11
忠北	12	12	-	-	12
忠南	12	12	-	8*	20
全北	14	14	-	-	14
全南	12	12	-	5*	17
慶北	21	19	-	-	19
慶南	16	16	-	-	16
済州	6	5	-	-	5
計	328	320	24	14*	334

※ *は特殊学級の特殊教育対象学生のための専門担当治療教育担当教師ではなく、特殊学級で運営している巡回学級学生指導のための学級担任定員により配置された現員である

□ 今後の課題

- 特殊学級および統合学級の特殊教育対象学生のための治療教育教師の確保および巡回治療教育の実施
- 特殊学校教育課程が規定した選択的治療教育提供を行うための治療教育教師配置の拡大
- 特殊教育対象学生の治療教育要求支援のための特殊教育教師に対する治療教育研修の強化

(2) 特殊教育補助員の活用

□ 関連法規

- 各学校長は特殊教育対象者の能力および特性に適した個別化教育方法を講じ、特殊教育対象者の能力を最大限発揮できるようにすること(特殊教育振興法第16条)
- 各学校長は特殊教育対象者一人一人に対する教育方法が含まれた個別化教育計画を毎学年が始まる前まで作成すること。ただし、特殊教育対象者が学期中に配置された時には配置された日から30日以内に作成すること(特殊教育振興法施行令第14条)

□ 状況および推進実績

- 特殊教育発展総合計画('03～'07年)により、2003年から有給特殊教育補助員制の試験運営を始めている
- 2003年8月現在、全国特殊学校、特殊学級、統合学級などに配置されている有給特殊教育補助員は295人、公共勤労・公益要員・保護者・ボランティアメンバーなどは1,653人で、計1,948人の有給・無給の特殊教育補助員が配置され、活用されている

□ 今後の課題

- 2004年までに特殊教育対象者の個別化教育支援の強化、および特殊教育担当教師の教授活動を支援する特殊教育補助員制の試験運営以後の運営モデルの修正・補完
- 地域ごとに均衡的な特殊教育運営を充実支援するため、有給特殊教育補助員拡大配置の国家支援を拡大

<表 2・57>

市・道別特殊教育補助員配置数

(単位:名)

市・道	特殊学校			特殊学級			統合学級			計		
	有給	無給	小計	有給	無給	小計	有給	無給	小計	有給	無給	小計
ソウル	101	940	1041	22	111	133	-	-	-	123	1,051	1,174
釜山	19	-	19	-	2	2	-	-	-	19	2	21
大邱	3	110	113	-	-	-	-	-	-	3	110	113
仁川	6	-	6	-	-	-	49	-	49	55	-	55
光州	4	147	151	16	3	19	-	-	-	20	150	170
大田	-	-	-	5	-	5	-	-	-	5	-	5
蔚山	-	-	-	-	12	12	-	1	1	-	13	13
京畿	-	9	9	-	107	107	-	25	25	-	141	141
江原	-	48	48	-	3	3	-	3	3	-	54	54
忠北	4	43	47	-	-	-	5	-	5	9	43	52
忠南	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	7	7
全北	8	3	11	7	2	9	9	-	9	24	5	29
全南	1	32	33	-	-	-	-	-	-	1	32	33
慶北	14	-	14	-	-	-	-	-	-	14	-	14
慶南	22	43	65	-	2	2	-	-	-	22	45	67
済州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	182	1,375	1,557	50	249	299	63	92	92	295	1,653	1,948

(3) 就学便宜の支援

□ 関連法規

- 特殊学校は特殊教育対象者の就学便宜のため、寄宿舎を設置・運営したり通学バスを運行しなければならない(特殊教育振興法第12条第1項)
- 寄宿舎を設置・運営する特殊学校には特殊教育対象者の生活指導および保護のため、教育人的資源部令が決める資格がある生活指導員をおくこと(特殊教育振興法第12条第2項)
- 特殊学校寄宿舎に置く生活指導員は学生10人当たり1人以上を配置するべきであり、視覚障害または聴覚障害がある特殊教育対象者を教育する中学校課程または高等学校課程の場合には学生15人当たり1人以上を配置できること(特殊教育振興法施行規則第5条第2項)

□ 状況および推進実績

- 2003年7月現在、全国137特殊学校で学校バス392台を運営し、24,192人の在学生のうち14,841人(61.3%)の通学を支援している

<表 2・58>

市・道別特殊学校学生通学バス利用率

(単位:名、%)

市・道	全体 学生数	通学 バス数	利用 学生数	利用 比率
ソウル	5,397	96	3,027	56.1
釜山	1,788	31	1,103	61.7
大邱	1,453	15	778	53.5
仁川	1,237	18	829	67.0
光州	956	21	818	85.6
大田	882	14	448	50.8
蔚山	472	7	273	57.8
京畿	3,609	67	2,681	74.3
江原	876	16	676	77.2
忠北	1,388	16	624	45.0
忠南	838	13	479	57.2
全北	1,176	18	581	49.4
全南	986	17	673	68.3
慶北	1,621	21	832	51.3
慶南	1,168	16	743	63.6
済州	343	6	276	80.5
総計	24,192	392	14,841	61.3

- 全国137特殊学校の学生24,192人のうち学校寄宿舎で生活する学生は2,321人で全体の9.6%であり、生活指導を担当する生活指導員は197人で生活指導員1人が担当する学生数は平均11.8人である
 - 生活指導員1人が担当する平均学生数は京畿8.0人、済州23.0人で地域間格差が大きく、勤務時間は1日3交代、2交代、24時間勤務、隔週休業などの様々な形態である

<表 2・59>

市・道別特殊学校寄宿舎利用率

(単位:名、%)

市・道	全体学生数	寄宿舎 利用学生数	生活 指導員数	生活指導員 1人当り学生数	利用率
ソウル	5,397	-	-	-	-
釜山	1,788	37	2	18.5	2.1
大邱	1,453	105	9	12.0	7.2
仁川	1,237	-	-	-	-
光州	956	-	-	-	-
大田	882	66	-	-	7.5
蔚山	472	-	-	-	-
京畿	3,609	720	61	8.0	20.0
江原	876	36	3	12.0	4.1
忠北	1,388	-	-	-	-
忠南	838	210	22	9.5	25.1
全北	1,176	256	17	15.1	21.8
全南	986	131	6	21.8	13.3
慶北	1,621	575	59	9.7	35.5
慶南	1,168	162	17	9.5	13.9
済州	343	23	1	23.0	6.7
総計	24,192	2,321	197	11.8	9.6

- 2003年7月現在、全国137特殊学校は在宅巡回教育対象者と幼稚部課程の学生を除くすべての学生に給食費を支援している
- 特殊学級はソウル、釜山、大邱、全北、慶北地域を除く11市・道で、特殊学級幼稚園課程を除く26,770人のうち8,035人(30%)の学生

を対象に学校運営委員会の協議を経て給食費を支援している

- 市・道別給食費支援の程度は地域間で多少差が見られ、特殊学級は全体の29%の学生を対象に支援している

<表 2・60>

市・道別特殊学校(級)給食費支援人数および金額

(単位:名、ウォン)

市・道	類型	在学生数	支援対象数	給食費補助金	
				初等	中等
ソウル	特殊学校	5,397	5,397	1,550	1,550
	特殊学級	5,053	-	-	-
釜山	特殊学校	1,788	1,788	1,550	1,550
	特殊学級	2,741	-	-	-
大邱	特殊学校	1,453	1,453	1,000	1,400
	特殊学級	1,449	-	-	-
仁川	特殊学校	1,237	1,237	1,200	1,200
	特殊学級	1,779	250	1,250	2,200
光州	特殊学校	956	956	1,000	1,300
	特殊学級	516	293	1,330	1,800
大田	特殊学校	882	882	1,500	1,500
	特殊学級	674	194	1,200	2,000
蔚山	特殊学校	472	472	1,300	1,300
	特殊学級	372	35	1,300	1,300
京畿	特殊学校	3,609	3,609	1,565(505)	1,565(505)
	特殊学級	4,173	483	1,565(505)	1,565(505)
江原	特殊学校	876	876	1,500	1,500
	特殊学級	946	-	-	-
忠北	特殊学校	1,388	1,388	1,060	1,060
	特殊学級	897	572	1,500	2,000
忠南	特殊学校	838	838	1,100	1,100
	特殊学級	1,897	1,512	1,050	1,150
全北	特殊学校	1,178	1,178	1,355	1,355
	特殊学級	1,087	-	-	-
全南	特殊学校	986	986	1,250	1,250
	特殊学級	1,705	678	1,290	1,800
慶北	特殊学校	1,621	1,621	1,200	1,200
	特殊学級	1,553	-	-	-
慶南	特殊学校	1,168	1,168	1,500	2,000
	特殊学級	1,684	1,657	1,500	2,000
済州	特殊学校	343	343	1,350	1,350
	特殊学級	342	342	2,10	-
総計	特殊学校	24,192	2,4192	-	-
	特殊学級	26,868	7,881	-	-

※ ()の予算は保護者の自己負担金額

□ 今後の課題

- 特殊教育対象者の就学支援のため、生活指導員、点訳者、通学補助員など特殊教育支援人材配置の拡大、および特殊学級学生、在宅巡回教育学生等の給食費支援の拡大
- 特殊学級の重度・重複障害学生の学校アクセス権保障および利便性増進のため特殊学級学生通学支援対策の確立と支援の拡大
- 特殊学校生活指導員の勤務条件改善を通じた障害学生の実質的な生活便の支援と、特殊学校生活指導員配置基準の改正および職列用意のための関係法令の改正

- 国および地方自治体は身体的・精神的・知的障害などにより特別な教育的配慮が必要な者のための学校を設立・運営するべきで、彼らの教育を支援するために必要な施策を確立・実施しなければならない(教育基本法第18条)

□ 状況および推進実績

- 2003年から特殊教育発展総合計画('03～'07年)により幼・初・中・高等学校教員のすべての研修課正(職務研修、資格研修など)に特殊教育関連講座を、市・道教育研修院に特殊教育職務研修(60時間)の開設を推奨
- 2003年8月現在、市・道教育研修院の一般学校教員研修課正のうち特殊教育講座開設比率は全体講座の66.3%であり、市・道別特殊教育講座の開設比率は最低4.4%から最高100%まで大きな差がある

3. 教員の特殊教育責務性および専門性の向上

1) 一般教員の特殊教育に対する責務性の強化

□ 関連法規

〈表 2・61〉 市・道教育研修院一般学校教員研修課程中の特殊教育講座開設比率 (単位:数、名、%)

市・道	資格研修				職務研修				計		
	開設課程数	特殊教育講座開設課程数	研修履修人数	開設比率	開設課程数	特殊教育講座開設課程数	研修履修人数	開設比率	開設課程数	特殊教育講座開設課程数	開設比率
ソウル	17	17	1,320	100.0	66	20	4,365	30.3	83	37	44.6
釜山	15	15	1,204	100.0	27	27	1,851	100.0	42	42	100.0
大邱	2	-	-	-	43	2	75	4.7	45	2	4.4
仁川	14	9	840	64.3	28	6	240	21.4	42	15	35.7
光州	9	9	430	100.0	60	19	2,716	31.7	69	28	40.6
大田	13	8	270	61.5	57	41	751	71.9	70	49	70.0
蔚山	3	3	213	100.0	15	15	1,491	100.0	18	18	100.0
京畿	11	11	3,993	100.0	38	30	15,200	78.9	49	41	83.7
江原	7	7	324	100.0	27	24	640	88.9	34	31	91.2
忠北	4	4	490	100.0	31	28	2,491	90.3	35	32	91.4
忠南	6	6	308	100.0	45	45	1,789	100.0	51	51	100.0
全北	22	22	880	100.0	104	44	1,760	42.3	126	66	52.4
全南	9	9	814	100.0	57	57	3,979	100.0	66	66	100.0
慶北	13	13	586	100.0	43	18	443	41.9	56	31	55.4
慶南	11	11	1,120	100.0	15	14	1,560	93.3	26	25	96.2
済州	3	3	214	100.0	19	16	876	84.2	22	19	86.4
計	159	147	13,006	92.5	675	406	40,227	60.1	834	553	66.3

- 2003年8月現在、一般教員の特殊教育研修履修人数は、市・道教育研修院の275課程24,292人、国立特殊教育院の206課程1,682人で、総計25,974人である

人、教頭3,846人、教師19,134人など総計25,357人である

- 2003年8月現在、16の統合教育担当教員の特殊教育研修履修人数は一般学校校長2,377

<表 2・62>

一般教員の特殊教育研修履修人数

(単位:会、名)

市・道	市・道教育研修院		国(国立特殊教育院など)		計	
	課程数	参加人数	課程数	参加人数	課程数	履修人数
ソウル	-	-	8	70	8	70
釜山	42	13,490	6	41	48	13,531
大邱	2	75	-	-	2	75
仁川	6	1,440	24	60	30	1,500
光州	21	2,649	8	67	29	2,716
大田	8	732	7	19	15	751
蔚山	3	629	7	17	10	646
京畿	12	1,160	38	77	50	1,237
江原	2	160	40	890	42	1,050
忠北	67	337	9	10	76	347
忠南	51	2,097	7	36	58	2,133
全北	4	212	3	10	7	222
全南	1	540	-	-	1	540
慶北	44	756	20	314	64	1,070
慶南	12	15	21	22	33	37
済州	-	-	8	49	8	49
計	275	24,292	206	1,682	481	25,974

<表 2・63>

市・道別統合教育担当教員特殊教育研修履修人数

(単位:回、名)

市・道	校長		教頭		教師		総計	
	研修回数	履修者数	研修回数	履修者数	研修回数	履修者数	研修回数	履修者数
ソウル	1	58	3	72	21	2,775	25	2,905
釜山	5	31	4	26	21	1,281	30	1,338
大邱	4	165	3	164	9	1,268	16	1,597
仁川	7	95	3	262	24	966	34	1,323
光州	3	124	4	248	5	313	12	685
大田	8	61	6	59	6	181	20	301
蔚山	7	388	7	43	9	891	23	1,322
京畿	7	138	11	177	25	1,363	43	1,678
江原	6	117	10	608	33	1,280	49	2,005
忠北	9	17	36	221	89	980	134	1,218
忠南	3	565	3	564	17	2,633	23	3,762
全北	4	335	19	502	38	3,405	61	4,242
全南	4	55	2	40	6	614	12	709
慶北	20	207	17	744	49	837	86	1,788
慶南	2	12	2	20	34	137	38	169
済州	3	9	3	96	4	210	10	315
総計	93	2,377	133	3,846	390	19,134	61	25,357

※ 市・道別統合教育担当教員の特殊教育研修は国立特殊教育院、市・道教育庁、地域教育庁で主管する研修に参加した研修回数および研修履修者数

□ 今後の課題

- 幼稚園および初・中等教員養成大学課程に特殊教育教師養成基本履修科目のうち4~6単位履修を必修課目として開設し、すべての教師の特殊教育に対する資質と責務性を向上

- 統合教育担当教員の特殊教育資質の向上および障害学生に対する理解の向上のため、特殊教育最低研修制を施行

2) 特殊教育担当教員の専門性の伸張

(1) 特殊教育担当教員養成

□ 関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育を振興するため特殊学校教員の養成および研修の業務を遂行する(特殊教育振興法第3条)

□ 状況および推進実績

- 特殊教育教師免許状は特殊教育教員養成大学を卒業する場合、資格検定試験に合格した場合、および一般教育教師免許状を所持して教育大学院や教育人的資源副長官が指定す

る大学院で特殊教育を専攻した場合に付与される

- 2003年4月現在、特殊教育教師養成課程を設置した大学は幼児特殊教師養成大学6校、初等特殊教師養成大学13校、中等特殊教師養成大学14校、特殊体育教師養成大学4校、治療教育教師養成大学10校、職業教育教師養成大学4校で計33校である
- 2003年4月現在、特殊教育大学院は3校で入学定員は260名、特殊教育関連専攻設置教育大学院は32校である(重複専攻5校含まない)
- 現在資格検定試験を通じ特殊教育教師免許状を付与する制度は施行されていない

<表 2・64>

特殊教育教員養成大学入学定員

(単位：名)

順	学校名	学科名	養成定員				計
			幼稚園	初等	中等	小計	
1	伽耶大学校	初等特殊教育科**	・	40(20)	・	40(20)	40(20)
2	江南大学校	特殊教育学科	・	40	・	40	40
3	建陽大学校	初等特殊教育科*	・	30	・	30	37
		作業治療科	・	7	・	7	
4	公州大学校	特殊教育科	80			80	80
5	光州女子大学	初等特殊教育*	・	30	・	30	30
6	ナザレ大学校	特殊教育学部 (幼児特殊教育専攻)	35	・	・	35	85
		(特殊教育専攻)	35			35	
		リハビリ工学科 人間リハビリ学科 言語治療			10 10 5	10 10 5	
7	檀国大学校	特殊教育科	・	40		40	40
8	大邱大学校	特殊教育学部 (中等特殊教育専攻)	・		25	25	172
		(幼児特殊教育専攻)	25			25	
		(初等特殊教育専攻)	・	35	・	35	
		(治療特殊教育専攻)	・	30	・	30	
		職業リハビリ学科	・	12	・	12	
		言語治療学科	・	12	・	12	
		リハビリ心理学科	・	12	・	12	
		リハビリ工学科	・	9	・	9	
		物理治療学科	・	12	・	12	
9	大仏大学校	特殊教育科**	・	・	40(20)	40(20)	67(20)
		物理治療学科	・	12	・	12	
		言語聴覚治療学科	・	9	・	9	
		作業治療	・	3	・	3	
10	トンシン大学校	物理治療学科	・	4	・	4	4
11	釜山大学校	特殊教育科	・	・	20	20	20
12	釜山チャンシン大学校	物理治療学科	・	・	20	20	20
13	釜山カトリック大学校	物理治療学科	・	5	・	5	5
14	サモック大学校	物理治療学科	・	12	・	12	12
15	スンチョニャン大学校	特殊教育科	・	30	・	30	30

順	学校名	学科名	定員				計
			幼稚園	初等	中等	小計	
16	ウソク大学校	特殊教育科 幼児特殊教育科	・ 40	30 ・	20 ・	50 40	90
17	ヨス大学校	特殊教育科*** 幼児特殊教育***	・ 15(5)	20(10) ・	・ ・	20(10) 15(5)	35(15)
18	延世大学校	物理治療学科	・	12	・	12	24
		作業治療学科	・	12	・	12	
19	嶺南大学校	特殊体育教育学科	・	・	30	30	30
20	ヨンドン大学校	初等特殊教育*	・	20	・	20	20
21	龍仁大学校	特殊体育教育科*	・	・	30	30	42
22	梨花女子大学校	特殊教育科	・	50		50	50
23	麟蹄(インジェ)大学校	特殊教育科**	・	・	30(10)	30(10)	37(10)
		物理治療学科	・	4	・	4	
		作業治療学科	・	3	・	3	
24	ウィドク大学校	初等特殊教育*	・	20	・	20	20
25	晋州国際大学校	初等特殊教育*	・	30	・	30	30
26	朝鮮大学校	特殊教育科	・	・	30	30	30
27	中部大学校	幼児特殊教育科	20	・	・	20	40
		特殊体育学科*	・	・	20	20	
28	昌原大学校	特殊教育科***	・	20(20)		20(20)	20(20)
29	チョンアン大学校	特殊教育科**	・	80(30)		80(30)	120(30)
		幼児特殊教育科	40	・	・	40	
30	韓国体育大学校	特殊体育教育科	・	・	30	30	30
31	カトリック大学校	特殊教育科**	・	・	40(10)	40(10)	40(10)
32	平澤大学校	リハビリ福祉学専攻	・	・	4	4	4
33	ハンリム大学校	言語聴覚学部	・	6	・	6	6
34	韓神大学校	リハビリ学専攻	・	・	12	12	12
総計			175	468	414	1,357	1,357
			(305:初・中併履修)				

※ * (7校)は2003年度特殊教育学科新設大学

** (5校)は2003年度一般学科の縮小にともない特殊教育学科の学生定員が増加した大学(括弧()の数は増員数)

*** (3校)は2003年度特殊教育関連科の新設にともない特殊教育学科の学生定員が縮小した大学(括弧()の数は縮小人数)

<表 2・65>

特殊教育大学院設置大学

(単位:名)

設置校	設立別	専攻	入学定員
公州大学校	国立	特殊教育行政, 治療特殊教育, 幼児特殊教育, 初等特殊教育, 中等特殊教育(計5専攻)	60
檀国大学校	私立	特殊幼児教育, 初等特殊教育, 中等特殊教育, 言語治療教育, 物理・作業教育, 心理治療教育(計6専攻)	100
大邱大学校	私立	視覚障害教育, 聴覚障害教育, 知的障害教育, 肢体不自由教育, 幼児特殊教育, 治療教育, 初等特殊教育(計7専攻)	100
計		3校 18専攻	260

専攻	教育大学院設置校	入学定員
幼児特殊教育(3)	公州大, ウソク大, 釜山大, クェンシン大学, 江南大, 光州教育大, 大邱教育大, 仁川教育大, 晋州教育大, 清州教育大, 公州大	入学定員は各大学大学院で認められている
初等特殊教育(7)		
特殊教育(23)	カトリック大, 公州大, ナザレ大, 釜山大, チャンウォン大, 江南大, 大邱大, 大仏大, 大津大, 世宗大, 順天郷大, 嶺南大, チャンウォン大, ウソク大, 梨花女子大, インジェ大, 朝鮮大, ハンセ大, 韓国教員大, アジュ大, 全州大, ピョンテク大, チョンアン大	
職業特殊教育(1)	カトリック大	
特殊体育(1)	韓国体育大	
特殊教育相談(1)	イナ大	
計	32校(重複専攻5校を除く)	

□ 今後の課題

- 特殊教育教員養成の質を向上するため大学の特殊教育教員養成標準教育課程の導入
- 一般教育教員を対象に特殊教育教員免許状を付与する教育大学院特殊教育専攻科定義教育課程の改編および専攻教授の確保
- 特殊教育細部領域別専門教師の確保のため特殊教育教員養成課程の多元化モデルの開発

(2) 特殊教育担当教員現職研修

□ 関連法規

- 教育公務員はその職責を遂行するため、不断に研究と修養に努力すること(教育公務員法第38条第1項)
- 国および地方自治体は教育公務員の研修とそれに必要な施設、およびその奨励に関する計画を樹立し、その実施に努力すること(教育公務員法第38条第2項)
- 国および地方自治体は特殊教育を振興するため特殊学校教員の養成および研修の業務を遂行すること(特殊教育振興法第3条)
- 国および地方自治体は特殊学校教員の資質向上のため教育および研修を定期的実施しなければならない(特殊教育振興法第23条)

□ 状況および推進実績

- 特殊教育教員の資質向上および専門性向上のための現職研修は国立特殊教育院と市・道教育庁、および大学附属の教員研修院等で実施している

- 国立特殊教育院は初等特殊教員資格研修、職務研修および特別研修等を実施し、市・道教育庁および大学附属教員研修院は中等特殊教員資格研修と職務研修を実施している
- 2003年度国立特殊教育院の特殊教育教員研修は職務研修(60時間以上-遠隔研修含む)12課程、職務研修(16時間以上)5課程、資格研修2課程、特別研修1課程、保護者研修2課程など総22課程であり、研修人数は2,367人が計画され、8月現在892人の特殊学校(級)教員に対して研修を実施した
- 国立特殊教育院では1997年から特殊教育教員らの外国特殊教育機関の現場体験機会提供を通し、我が国特殊教育現場の教育活動を改善して教師たちの専門性を向上するために国外研修を実施している
- 国立特殊教育院では海外同胞の障害児の学習権の保障と我が国の地位向上のため、特殊教育を担当する海外同胞教員を対象に特別研修を実施している

<表 2・67> 2003年国立特殊教育院
特殊教育担当教員研修実績
(単位：名)

種別	研修対象	研修人数
職務研修(60時間)	特殊学校(級)一般学校教員, 教頭, 奨学士(官)	539
職務研修(16時間)	初・中等特殊学級設置校校長, 視覚障害特殊学校教員	216
資格研修	特殊学校(級)教員資格所持者	107
海外研修	特殊学校(級)教員, 本院教授要員	23
海外同胞招請研修	海外同胞(中国)特殊教育担当者	7
計		892

□ 今後課題

- 特殊教育教員の専門性向上および資質向上のための研修機会拡大と研修周期の短縮
- 特殊教育教員研修課程の質の向上、および参加を強化するための研修課程の改善および

多様化の推進

- 特殊教育担当教師の均等な資格研修機会提供のための特殊教育希少科目担当教員の資格研修課程の開設

<表 2-68>

2003年市・道教育庁特殊教育担当教員研修実績

(単位:名、千ウォン)

市・道	国家(国立特殊教育院等)	市・道教育庁	特殊教育養成大学	予算
ソウル	53	696	56	150,515
釜山	92	586	207	117,694
大邱	498	2,900	-	104,947
仁川	166	320	18	30,490
光州	35	364	4	112,430
大田	88	-	-	40,975
蔚山	17	620	-	21,608
京畿	286	178	21	2,210
江原	95	92	14	133,065
忠北	31	87	25	14,024
忠南	43	266	-	23,078
全北	32	189	-	14,442
全南	15	1	-	61,097
慶北	57	-	6	34,303
慶南	46	253	29	60,258
済州	11	-	-	8,754
計	1,565	6,552	380	929,890

□ 今後課題

- 特殊教育教員の専門性向上および資質向上のための研修機会拡大と研修周期の短縮
- 特殊教育教員研修課程の質の向上、および参加を強化するための研修課程の改善および

多様化の推進

- 特殊教育担当教師の均等な資格研修機会提供のための特殊教育希少科目担当教員の資格研修課程の開設

<表 2-69>

市・道別特殊教育支援センター設置数

(単位:千ウォン)

市・道	地域教育庁数	設置数				専門担当者配置数	2003年度運営予算
		支援センター数					
		2001	2002	2003	計		
ソウル	11	5	1	0	6	0	36,212
釜山	6	1	4	2	7	0	6,000
大邱	4	1	3	0	4	4	-
仁川	4	3	1	0	4	0	4,000
光州	2	1	1	0	2	0	12,000
大田	2	1	1	0	2	0	14,000
蔚山	2	1	1	0	2	0	7,000
京畿	24	1	2	21	24	1	-
江原	17	1	2	0	3	0	12,000
忠北	11	1	2	0	3	0	16,960
忠南	15	1	3	4	8	0	1,000
全北	14	1	0	5	6	0	25,000
全南	22	2	20	0	22	0	1,000
慶北	23	1	6	18	25	0	17,500
慶南	20	1	10	9	20	0	115,540
済州	3	1	0	2	3	0	8,740
計	180	23	57	61	141	5	276,952

□今後の課題

- 地域社会中心の特殊教育支援体制構築のための特殊教育支援センター設置拡大(2004年までに180ヶ所)

- 特殊教育支援センターにおける特殊教育対象者の診断・評価および選定・配置、教授-学習活動を支援する専門人材の配置による特殊学級および統合学級、一般幼稚園の特殊教育関連サービスの実質的提供

- 特殊教育対象者の学習権保障および特殊教育支援センター運営の活性化のための特殊教育支援センター運営モデル開発および安定した運営予算の確保と支援

2) 特殊教育専門担当人材の確保

□関連法規

- 現在、国・公立特殊学校(級)に勤める特殊学校教員免許状の未所持者について、年次計画を立て特殊学校教員免許状所持者を配置する(特殊教育担当教員および教育専門職人事管理基準)

□状況および推進実績

- 市・道別の特殊教育担当専門職の特殊教育資格所持状況は16市・道教育庁は76.5%、180地域教育庁は40.0%である。
- 全国の16市・道教育庁の特殊教育担当専門職は34名で、初・中等担当専門職を分けて配置している市道はソウル、全南教育庁の2地域で、残りの14市・道教育庁は初等教育専攻者中心に配置しており、中等教育課程の奨学支援については困難がある。

<表 2-70>

市・道別特殊教育担当専門職特殊教員免許状所持率

(単位:名)

市・道	市・道教育庁			地域教育庁			計		
	現員	免許状所持者	未所持者	現員	免許状所持者	未所持者	現員	免許状所持者	未所持者
ソウル	3	3	0	11	5	6	14	8	6
釜山	2	2	0	6	6	0	8	8	0
大邱	2	1	1	4	3	1	6	4	2
仁川	2	1	1	4	2	2	6	3	3
光州	2	1	1	2	2	0	4	3	1
大田	2	2	0	2	2	0	4	4	0
蔚山	2	1	1	2	0	2	4	1	3
京畿	2	1	1	24	3	21	26	4	22
江原	2	1	1	17	5	12	19	6	13
忠北	2	1	1	11	7	4	13	8	5
忠南	2	2	0	15	10	5	17	12	5
全北	2	2	0	14	8	6	16	10	6
全南	3	3	0	22	3	19	25	6	19
慶北	2	2	0	23	4	19	25	6	19
慶南	2	2	0	20	12	8	22	14	8
済州	2	1	1	3	0	3	5	1	4
計	34 (100)	26 (76.5)	8 (23.5)	180 (100)	72 (40.0)	108 (60.0)	214 (100)	98 (45.8)	116 (54.2)

- 市・道別特殊学校(級)全体の特殊教育担当教員の特殊教育教員免許状の所持率は88.9%である。
- 16市・道の特殊教育担当教員の特殊教育教員免許状の所持率が最も高い市・道は京畿道の99.9%で、最も低い市・道は全羅南道の69.9%で地域格差が大きい。
- 市・道教育庁特殊教育担当奨学官(士)、市・郡・区教育庁の特殊教育担当奨学官は特殊教育専攻者が人事配置されるための特殊教育担当教員および専門職人事管理規程の遵守について行政強化
- 市・郡・区教育庁において特殊教育担当奨学官定員を別途に規定・配置するよう、関連法改正を通し特殊教育現場支援拡大および特殊教育支援行政の効率化を計画

□今後の課題

- 特殊学校(級)教員は特殊学校教員免許状所持者に全員交替させる

3) 特殊教育条件の改善

□関連法規

- 国および地方自治体は特殊教育を振興するため、特殊教育機関の設置・運営および特殊教育のための施設・設備の拡充・整備の業務を遂行する(特殊教育振興法第3条)
- 国および地方自治体は私立の特殊教育機関に対し、運営費・施設費・実験実習費およびその他特殊教育に必要な経費を予算の範囲の中で補助する(特殊教育振興法第6条)

□状況および推進実績

- 2003年6月現在、特殊教育充実基盤確立をめざした特殊教育条件改善のための市・道別特殊教育発展総合計画('03-'07年)策定完了

- 2003年7月現在、市・道別各学校障害学生便宜施設実態調査および設備総合計画策定完了
- 2003年8月現在、市・道別「特殊学校施設現代化支援計画('04-'08年)」策定中
- 2003年、特殊学校教育環境を改善するため、全国16市・道教育庁に特殊学校治療教育用教材・教具費4,850百万ウォンを支援、特殊学校施設改造5,658百万ウォン支援、釜山松光学校開校4,938百万ウォン支援
- 2003年7月現在、市・道別特殊学級基準面積確保状況は全国的に86.4%で、基準面積を確保できない教室が13.6%である
- 市・道別に特殊学級教室の基準面積を100%確保した地域は忠南で、慶北67.9%、蔚山72.7%、大邱77.9%、ソウル79.2%等で地域間格差が大きい

<表 2-72>

市・道別特殊学級基準面積確保率

(単位:学級、%)

市・道	全特殊学級数	基準面積確保		1/2教室		1/3以下教室	
		学級数	確保率	学級数	比率	学級数	比率
ソウル	740	586	79.2	154	20.8	-	-
釜山	394	339	88.1	55	14.0	-	-
大邱	190	148	77.9	41	21.6	1	0.5
仁川	228	193	84.6	35	15.4	-	-
光州	94	86	91.5	8	8.5	-	-
大田	85	84	98.8	1	1.2	-	-
蔚山	55	40	72.7	15	27.3	-	-
京畿	638	583	91.4	50	7.8	5	0.8
江原	203	173	85.2	30	14.8	-	-
忠北	130	118	90.8	12	9.2	-	-
忠南	291	291	100.0	-	-	-	-
全北	168	140	83.3	28	16.7	-	-
全南	292	292	100.0	-	-	-	-
慶北	290	197	67.9	93	32.1	-	-
慶南	256	229	89.5	25	9.8	2	0.8
済州	48	46	95.8	2	4.2	-	-
計	4,102	3,545	86.4	549	13.4	8	0.2

□今後の課題

- 特殊教育対象学生の学習権保障および教育の質向上のための特殊学校および特殊学級の多様な教材・教具の拡充
- 幼・初・中・高等学校に設置されたすべての特殊学級の基準面積確保のための行政措置の強化

4) 特殊教育行政・財政支援

□関連法規

- 管轄地域の教育行政需要および他の市・道教育庁との均衡などを考慮し、合理的な職級体系を成し遂げるようにする(地方教育行政機関の機構と定員基準等に関する規定第13条第1項)
- 特殊学校教職員配置は初等学校教員の配置基準, 中学校教員の配置基準, 高等学校教員の配置基準に相応するように適用する(初・

中等教育法施行令第40条)

- 国および地方自治体は特殊教育振興の業務を遂行のために必要な経費を予算の範囲で優先的に支給すること(特殊教育振興法第3条第2項)
- 国は特殊教育振興する業務遂行に必要な予算措置が不足だと認められる地方自治体に対し予算拡充など必要な措置をするように勧告できる(特殊教育振興法第3条第3項)
- 国および地方自治体は私立の特殊教育機関に対し、その運営費・施設費・実験実習費・職業補導費および教員の給料、その他特殊教育に必要な経費を予算の範囲の中で補助する(特殊教育振興法第6条)

□ 状況および推進実績

- 2003年4月現在、市・道別特殊学校教員法定定員確保率は94.2%であり、学校課程別には幼稚園98.4%、初等学校98.2%、中等学校91.1%で中等学校の教員法定定員確保率が非常に低い
- 市・道別特殊学校教員法定定員確保率は全北が100%で、忠北75.3%、仁川78.8%、済州80.4%、大田80.8%である
 - 中等課程の特殊学校教員法定定員確保率は大邱・全北の100%に比べ、仁川69.1%、忠北63.1%で地域間格差がある

<表 2-73>

市・道別特殊学校教員法定定員確保率

(単位:校、級、名、%)

市・道	学校数		学級数				定員				現員				確保率			
	幼稚園	初等	中等	計	幼稚園	初等	中等	計	幼稚園	初等	中等	計	幼稚園	初等	中等	計		
ソウル	29	77	277	295	649	99	533	548	1,180	99	533	540	1,172	100	100	98.5	99.3	
釜山	10	32	87	101	220	38	141	212	391	38	140	211	389	100	99.3	99.5	99.5	
大邱	8	8	81	80	169	8	142	163	313	6	142	163	311	75.0	100	100	99.4	
仁川	6	8	77	63	148	8	134	178	320	8	121	123	252	100	90.3	69.1	78.8	
光州	5	7	57	59	123	7	75	150	232	7	75	144	226	100	100	96.0	97.4	
大田	4	7	44	50	101	7	57	160	224	7	65	109	181	100	114.0	68.1	80.8	
蔚山	2	7	33	27	67	9	51	61	121	8	44	58	110	88.9	86.3	95.1	90.9	
京畿	23	56	168	173	397	57	220	376	653	57	220	363	640	100	100	96.5	98.0	
江原	5	7	59	58	124	7	93	128	228	7	93	122	222	100	100	95.3	97.4	
忠北	9	19	71	75	165	19	80	176	275	19	77	111	207	100	96.3	63.1	75.3	
忠南	4	7	43	43	93	9	67	112	188	8	61	99	168	88.9	91.0	88.4	89.4	
全北	9	10	68	59	137	12	88	136	236	12	88	136	236	100	100	100	100	
全南	7	8	52	59	119	8	84	141	233	8	79	122	209	100	94.0	86.5	89.7	
慶北	7	11	80	88	179	11	128	188	327	11	126	186	323	100	98.4	98.9	98.8	
慶南	6	6	64	75	145	6	78	148	232	6	76	140	222	100	97.4	94.6	95.7	
済州	2	4	26	23	53	4	43	45	92	3	37	34	74	75.0	86.0	75.6	80.4	
計	136	274	1,287	1,328	2,889	309	2,014	2,922	5,245	304	1,977	2,661	4,942	98.4	98.2	91.1	94.2	

- 2003年度特殊教育費予算は564,394,700千ウォンで2002年度に比べて、1,213億ウォン増加した金額であり、教育人的資源部全体予算の2.3%を占める

- 教育人的資源部予算対応特殊教育予算比率は'95年1.8%,'96年1.5%,'97年1.6%,'98年1.9%,'99年1.8%,2000年1.8%,2001年2.0%,2002年2.0%,2003年2.3%に増加している。

<表 2-74>

年度別、教育人的資源部予算に対する特殊教育予算の比率

(単位:千ウォン)

年度	教育人的資源部予算	特殊教育予算	比率(%)
1995	12,495,810,267	224,006,328	1.8
1996	15,565,216,500	238,102,827	1.5
1997	18,287,608,665	298,596,440	1.6
1998	18,127,837,527	337,070,063	1.9
1999	17,456,265,000	315,782,768	1.8
2000	19,172,027,020	340,225,173	1.8
2001	20,049,279,000	406,310,075	2.0
2002	22,278,358,000	443,073,183	2.0
2003	24,404,401,310	564,394,700	2.3

○ 2003年度の特殊教育対象者1人当りの特殊教育費は1千56万8千余ウォンで、2002年度に比べて2,434千ウォン増額された。これは学級当たり人数縮小のための学級増設による人件費増額、および特殊学校新設のための施設費増額分である

○ 地域別、教育予算に対する特殊教育予算比率は全国平均が2.32%であり、教育予算比率の最も高い地域は全羅北道の4.44%であり、最も低い地域は大田広域市の1.50%である

<表 2-75>

年度別特殊教育対象者1人当りの特殊教育費

(単位:千ウォン)

年度	教育人的資源部予算	特殊教育費	受益学生数	1人当り特殊教育費
1995	12,495,810,267	224,006,328	53,117	4,217
1996	15,565,216,500	238,102,827	47,947	4,965
1997	18,287,608,665	298,596,440	48,089	6,209
1998	18,127,837,527	337,070,063	48,518	6,947
1999	17,456,265,000	315,782,768	50,269	6,282
2000	19,172,027,020	340,225,173	54,732	6,216
2001	20,018,779,000	406,310,075	51,330	7,916
2002	22,278,358,000	443,073,183	54,470	8,134
2003	24,404,401,310	564,394,700	53,404	10,568

<表 2-76>

市・道別、教育予算に対する特殊教育予算

(単位:千ウォン,%)

市・道	市・道教育庁教育予算	特殊教育予算	比率
ソウル	4,157,079,239	94,438,055	2.27
釜山	1,826,742,613	45,408,518	2.49
大邱	1,313,479,319	27,060,374	2.06
仁川	375,573,015	13,596,340	3.62
光州	431,667,189	15,126,800	3.50
大田	779,159,708	11,680,994	1.50
蔚山	734,114,437	17,984,294	2.45
京畿	2,850,674,412	94,636,119	3.32
江原	1,150,677,000	19,727,083	1.71
忠北	974,621,647	20,642,116	2.12
忠南	1,443,550,157	28,868,015	2.00
全北	514,898,187	22,852,041	4.44
全南	1,589,480,000	29,032,980	1.83
慶北	1,805,542,000	35,014,782	1.94
慶南	1,940,720,005	30,907,812	1.59
済州	354,612,000	8,013,865	2.26
計	22,242,590,928	514,990,188	2.32

<表 2-77>

市・道別特殊教育予算における私立特殊学校支援比率

(単位:百万ウォン,%)

市・道	学校数	特殊教育全体予算	特殊学校全体予算	私立特殊学校支援予算				比率
				人件費	施設費	運営費	計	
ソウル	29	94,438	70,279	31,501	14,976	5,490	51,966	55.0
釜山	10	45,409	31,295	5,998	178	1,506	7,682	16.9
大邱	8	27,060	18,792	9,915		977	10,892	40.3
仁川	6	13,596	16,091	6,331	1,303	2,397	10,031	73.8
光州	5	15,127	11,939	5,169	89	641	5,899	39.0
大田	4	11,681	11,712	4,695	4	814	5,513	47.2
蔚山	2	17,984	16,155	4,497	10,947	620	16,064	89.3
京畿	23	94,636	76,201	27,381		31,511	58,892	62.2
江原	5	19,727	9,919	1,344	1,380	144	2,868	14.5
忠北	9	20,642	14,948	8,674	1,905	1,530	12,109	58.7
忠南	5	28,868	13,898	1,279		330	1,609	5.6
全北	9	22,852	15,377	4,874	1,874	883	7,631	33.4
全南	7	29,033	19,135	6,833	2,734	4,100	13,667	47.1
慶北	7	35,014	20,752	12,487	771	682	13,940	39.8
慶南	6	30,908	16,873	1,486	928	275	2,688	8.7
済州	2	8,014	5,748	1,791	620	334	2,745	34.3
計	137	514,989	369,115	134,255	37,709	52,232	224,197	43.5

- 2003年4月現在、市・道別の私立特殊学校財政支援総額は224,197百万ウォンで、特殊教育予算全体の43.5%である。特殊学校全体予算のうち私立特殊学校支援は60.7%である。
- 特殊学級に対する年間平均運営経費は幼稚園3,203千ウォン、初等学校3,328千ウォン、中学校3,873千ウォン、高等学校4,691千ウォンである

- 新設特殊学級に対する年間平均運営経費は幼稚園12,627千ウォン、初等学校9,523千ウォン、中学校10,732千ウォン、高等学校13,166千ウォンである
- 特殊学級運営経費は地域差が大きく特殊学級支援の不均衡を招いている

<表 2-78>

市・道別特殊学級学級当たり運営費支援額

(単位:千ウォン)

市・道	幼稚園		初等学校		中学校		高等学校		備考(予算内訳)
	既存	新設	既存	新設	既存	新設	既存	新設	
ソウル	1,000	5,000	2,000	5,000	2,000	5,000	3,000	23,000	学級運営費, 新設校(備品購入費2千万)
釜山	2,860	21,860	9,285	13,285	14,596	18,596	21,438	28,438	
大邱	4,100	8,100	4,888	8,488	4,471	8,471	12,000	16,000	既存: 学級等運営費, 資料製作費, 備品購入費, 現場学習費 新設: 教材教具購入費追加
仁川	3,000	46,000	3,000	46,000	3,000	46,000	3,000	46,000	既存: 特殊学級運営費, その他 新設: 施設費, 教材・教具購入費, 資料製作費, 特殊学級運営費, その他
光州	3,325	12,325	3,325	6,325	4,127	6,325	4,509	14,509	学校運営費, 学習資料費
大田	4,000	8,500	4,000	8,500	4,000	8,500	4,000	8,500	運営費: 4,000 教材教具費: 45,000
蔚山	2,300	5,000	2,300	5,000	3,100	5,000	3,500	5,000	
京畿	2,000	-	2,000	-	2,000	-	2,000	-	学級運営費, 教材教具費, 資料製作費, 備品購入費等区分なしに使用可能だが主に学校運営費で執行
江原	1,671	6,671	1,964	6,964	1,964	6,964	1,964	6,964	学級運営費: 800, 教材教具費: 500, 資料・備品: 664
忠北	-	-	1,978	1,978	2,771	2,771	3,883	3,883	一般運営費
忠南	2,000	6,800	2,000	6,800	2,000	6,800	2,000	6,800	検査道具購入: 18,000 教材教具費: 5,000
全北	3,000	5,000	3,000	5,000	3,000	5,000	3,000	5,000	学校運営費: 1,000, 教材教具費: 1,000, 備品購入費1,000
全南	6,500	10,000	2,558	2,500	2,512	2,500	2,514	2,500	学級当たり経費: 幼5,000, 初: 1,058, 中: 1,012, 高: 1,014 学習資料購入費: 1,500
慶北	2,616	5,000	1,385	5,000	1,818	5,000	2,317	5,000	学級運営費: 2,034 教材教具費: 300
慶南	7,370	19,370	8,972	20,972	9,058	21,058	11,733	23,733	学級等経費+(新設) 教材教具費: 12,000
済州	-	-	2,150	-	2,150	-	1,500	5,000	
平均	3,203	12,627	3,328	10,256	3,873	10,732	4,691	13,166	

□ 今後の課題

- 特殊教育対象学生の教育権および学習権保障のため、特殊教育要求児童の出現率2.71%以上の特殊教育費を確保
- 地域別の均衡的な特殊教育の発展および安定した財政確保のための特殊教育費の国庫支援比率制の導入
- 特殊学校(級)の特殊教育予算の適正標準費算出を通じ、全国均衡的な特殊教育支援による各地域の特殊教育対象学生の特殊教育の

質向上

- 特殊教育への予算配分実績評価制などを通じ、地方自治体の特殊教育に対する予算配分の拡大誘導

5) 特殊学校の施設・設備

□ 関連法規

- 特殊学校の校地の基準面積は12学級までは4,000㎡であり、13学級～24学級まではそれを越える1学級当たり300㎡、24学級以上の場合はそれを越える1学級当たり200㎡を追加する(特殊学校施設・設備基準令第2条)
- 特殊学校は職業指導訓練にともなう動物飼育および植物栽培のために必要な場合には実習地をおく(特殊学校施設・設備基準令第3条)
- 特殊学校は普通教室、特別教室、視聴覚教室、図書室、相談室、職業補導・訓練室、治療教育室、管理用各室、保健衛生および便宜施設、遊戯室などをおく(特殊学校施設・設備基準令第4条)
- 特殊教育機関は特殊教育対象者の通学便宜をはかるために、寄宿舎または通学用バスを運行するべきあり、施設的环境は学習と生活に支障がないように調温および防音が維持されるように設置する(特殊学校施設・設備基準令第5条～6条)

□ 状況および推進実績

- 全国137校の特殊学校の総校地面積は1,470,482㎡で1校の平均面積は10,733㎡である
- 設立別では、国立特殊学校の総校地面積は90,535㎡で1校平均18,107㎡、公立特殊学校の総校地面積は598,643㎡で1校平均13,303㎡、私立特殊学校の総校地面積は827,223㎡で1校平均9,508㎡である
- 全国137特殊学校の校地面積は敷地が全体の66%の968,787㎡で、残り34%の501,695㎡は運動場である
- 全国137特殊学校の校舎総面積は693,452㎡で1校の平均校舎面積は5,062㎡である
- 設立別校舎面積は国立特殊学校の総校地面積が54,487㎡で1校の平均面積が10,897㎡、公立特殊学校は総294,363㎡で1校の平均面積が6,541㎡、私立特殊学校は総320,227㎡で1校の平均面積は3,681㎡である
- 全国137特殊学校の校舎の用途別面積は教授学習271,551㎡、管理/支援52,708㎡、体育/集会41,264㎡、保健衛生空間37,172㎡、給食施設30,048㎡、寄宿舎社宅30,697㎡、その他27,147㎡、共有面積202,865㎡である

<表 2・79>

特殊学校校地面積

(単位: ㎡)

区分	計	国立	公立	私立
校舎	669,077	54,487	294,363	320,227
敷地	968,787	67,322	360,020	541,445
運動場	501,695	23,213	236,559	242,023
合計	1,637,864	121,809	654,383	861,672

※ 出典:教育人的資源部・韓国教育開発院(2003),教育統計年鑑

<表 2・80>

特殊学校教師用途別面積状況

(単位: ㎡)

区分	国立	公立	私立	計
教授学習	15,745	120,641	135,165	271,551
管理/支援	3,719	21,978	27,011	52,708
体育/集会	5,925	16,537	18,802	41,264
保健衛生	2,795	17,173	17,204	37,172
給食施設	厨房	590	4,257	3,870
	食堂	1,825	10,469	9,037
	計	2,415	14,726	12,907
寄宿舎社宅	5,742	12,803	12,152	30,697
その他	1,782	10,875	14,490	27,147
共有面積	16,364	89,976	96,525	202,865
総計	54,487	304,709	334,256	693,452

※出典:教育人的資源部・韓国教育開発院(2003),教育統計年鑑

<表 2-81>

特殊学校冷暖房面積

(単位：㎡)

区分		国立	公立	私立	計
個別暖房	ガス	9,686	17,817	24,736	52,239
	油類	2,184	41,889	60,008	104,081
	炭類	-	-	-	-
	一般電気	13	10,018	15,348	25,379
	深夜電気	-	9,483	41,888	51,371
	計	11,883	79,207	141,980	233,070
非暖房		459	49,769	81,177	131,405
セントラルヒーティング		42,145	175,717	110,871	328,733
冷房		13,016	53,326	57,397	123,739

※出典：教育人的資源部・韓国教育開発院(2003)、教育統計年鑑

<表 2-82>

特殊学校のエネルギー使用量

区分		国立	公立	私立	計
電気	一般電気(KW)	1,415,007	5,186,805	7,688,354	14,290,166
	深夜電気(KW)	-	680,195	1,268,253	1,948,448
その他	ガス(㎡)	561,465	416,725	308,432	1,286,622
	油類(㎡)	16,367	54,049	93,790	164,206
	炭類(トン)	-	-	-	-
	集団エネルギー(㎡)	-	9,832	91,324	101,156
水	上水道(トン)	75,309	182,013	272,934	530,256
	地下水(トン)	-	60,667	206,163	266,830

※ 出典：教育人的資源部・韓国教育開発院(2003)、教育統計年鑑

- 全国137特殊学校の暖房施設は個別暖房面積が233,070㎡、セントラルヒーティングが328,733㎡、非暖房面積が131,405㎡である
- 全国137特殊学校の冷房施設は123,739㎡で、暖房施設に比べ冷房施設面積は少ない
- 全国137特殊学校の電気使用量は16,238,614KWで、水の使用量は797,086トンである

□ 今後の課題

- 特殊教育対象学生の教育権保障と特殊学校教育の質向上のため、老朽施設の改善および便宜施設・設備拡充など「特殊学校施設現代化5ヶ年総合計画」策定・推進
- 特殊教育対象学生の学習権保障のための主要教具の拡充と障害補填のための学習補助具および教材・教具の開発・普及

Ⅲ. 今後の特殊教育推進計画

1. 統合教育環境での学校教育機会の保障

1) 地域・学校課程によらない均衡的な学校教育機会の拡大

政策方針

住居環境や学校課程に関係なくすべての特殊教育対象学生に学校教育の機会を均等に提供し教育を受ける権利を保障

- 特殊教育実態調査
 - 特殊教育対象学生の教育的ニーズ、特殊教育機関の運営実態および特殊教育の適性等を周期的に調査・分析し、すべての特殊教育対象学生の教育権を保障
 - 特殊教育対象学生の職業教育、統合教育実態、特殊教育機関の運営実態、特殊教育対象学生の出現率実態等
- 在宅障害学生の学校教育支援
 - 家庭・病院・福祉施設などにいる就学猶予

中の特殊教育対象児童と、巡回教育対象学生に対する支援の拡大を通じ、すべての特殊教育を必要とする学生に対して学校教育の機会提供

- 派遣学級の設置拡大、巡回教師の配置拡大、治療教育の支援拡大

- 幼児特殊教育の支援拡大
 - 幼児特殊教育機関の設立および教育費支援拡大などを通じ、特殊教育を必要とする幼児の教育権を保障
 - 幼稚園課程のみ運営する特殊学校および特殊学校幼稚部の増設
 - 初等学校併設幼稚園および国・公・私立の幼稚園特殊学級の増設
 - 障害者福祉館内の幼稚園課程派遣学級の設置・運営
 - 特殊教育対象障害幼児の私立一般幼稚園への配置と支援の拡大

- 特殊学級の増設
 - 幼・初・中・高等学校特殊学級の増設を通じ、特殊教育の関連性の保障、および特殊教育対象学生の教育権を保障
 - 2004～2007年：特殊学級646学級を増設

〈表 3・1〉 年度別特殊学級増設計画 (単位：学級、百万ウォン)

年度	2004	2005	2006	2007	計
学級数	125	150	175	245	646
必要予算	11,075	13,290	15,505	21,707	61,577

〈表 3・2〉 年度別特殊学校増設計画 (単位：校、百万ウォン)

年度	2004	2005	2006	2007	計
学校数	3	2	2	2	9
必要予算	30,000	20,000	20,000	20,000	90,000

〈表 3・3〉 特殊学校(級)の学級当たり学生定員削減計画 (単位：名)

学校課程	幼稚園	初等学校	中学校	高等学校
2003現在	5	7	8	10
2007目標	4	6	7	8

- 特殊学校の増設
 - 2004～2007年：特殊学校9校増設
- 特殊学校(級)の学級当たり学生定員削減
 - 特殊学校および特殊学級の学級当たり学生数削減を通じ、教授-学習の効率化および特
- 特殊学校のない地域に特殊学校を設立し、家庭・病院・福祉施設等にいる就学猶予障害学生や巡回教育対象学生の学校教育を提供

特殊教育対象学生の学習権を保障

- 2004年:関連法令改正

2) 学生のニーズに適した特殊教育診断体系確立

政策方針

特別な教育ニーズのあるすべての学生を特殊教育の対象に含み、早期発見・診断し、そのニーズに応じた教育を提供

□ 特殊教育対象障害カテゴリの拡張

- 心身の損傷および不能の概念に限定されている障害の概念を、機能的・社会的制限を含む概念に拡大し、健康障害などを特殊教育対象障害カテゴリと規定し、すべての特殊教育対象学生の教育権を保障

□ 障害発見および診断体系の確立

- 障害発見・選別・診断・配置手続きの確立を通じ、すべての特殊教育対象学生の発見・診断および選定・配置の効率化をめざす

障害の発見および診断体系

障害のある幼児の発見および診断手続き

- 発見:出生時と3才に発達異常を診断する体制構築
出生:未熟児・低体重・先天性異常児などに対する出生に(母子保健法第8条第4項)特殊教育支援センター通知
3才:3才児を対象に障害選別検査実施
- 選別:特殊教育支援センター診断・配置チーム(特殊教育教員、小児科医師、保護者等)で選別検査結果により診断検査対象を選定
- 診断:特殊教育支援センター診断・配置チームが診断検査を通じ、幼児の発達の遅れの有無および特殊教育支援の必要性を決定
- 配置:特殊教育支援センター診断・配置チームの教育機関指定・配置および特殊教育支援領域・支援内容および支援指数決定支援

特殊教育対象学生の発見および診断配置手続き

- 発見:初等学校3学年の基礎学力診断評価をもとに特殊教育対象学生を発見
- 選別:初等学校3学年を対象に特殊教育対象学生選別のための学校生活適応検査を実施
- 診断:学校生活適応検査の結果選別された学生を対象に特殊教育支援セン

ター診断・配置チームが特殊教育要求診断検査を実施
- 配置:特殊教育支援センター診断・配置チームが保護者と協議し、教育機関配置および特殊教育支援領域・支援内容・支援指数を決定、支援

- 2004~2005年:障害発見および診断モデルの開発研究
- 2005年:障害発見および診断モデルを試験適用
16市・道教育庁ごとに1地域を試験適用
- 2006~2007年:障害発見および診断モデルの適用拡大

□ 特殊教育対象学生の検査器具開発

- 特殊教育ニーズの検査器具開発を通じ、特殊教育対象学生の選定・配置の効率化と適合性の向上
 - 2004年:学校生活適応検査、学力検査の開発
 - 2005~2007年:障害種別の検査器具開発

3) 特殊教育対象学生の統合教育の提供拡大

政策方針

特殊教育対象学生が一般学生と同じ環境でその特別な教育ニーズに適切な教育を受けることができる統合教育を拡大提供

□ 一般学校の障害者便宜施設の拡充

- すべての初・中・高等学校への障害者便宜施設・設備の設置を通じ、特殊教育対象学生の物理的アクセス権および学習権を保障
 - 2004~2006年:すべての特殊学級設置校に障害者便宜施設を設置
 - 2007年:特殊学級設置学校以外のすべての一般学校に障害者便宜施設を段階的に設置

□ 障害理解教育および障害者施設奉仕活動の実施

- 幼・初・中・高校生を対象に学期毎に1回以上の障害理解教育および障害者施設奉仕活動を実施し、特殊教育対象学生に対する理解を向上

- 学校毎に1校1障害者施設との姉妹提携を通じ一般学生の障害者施設奉仕活動を実施拡大
- 教科書の障害関連内容の深化補充資料の開発・普及
- 初・中・高等学校教科書の障害関連内容の深化補充資料および障害理解教育資料の開発・普及を通じ、一般学生の特殊教育対象学生に対する理解を向上
 - 2003～2005年：教科書の障害関連内容深化補充資料および障害理解教育資料の開発・普及
- 特殊学校(級)運営形態の移行
- 特殊学校と特殊学級を一般学校および一般学級に在学する特殊教育対象学生を支援する機関として運営形態および機能を転換し、統合教育支援を拡大
 - 2005年：特殊学校および特殊学級の運営形態移行モデル研究
 - 2006年：特殊学校および特殊学級の運営形態移行モデルの試験適用
 - 2007年：特殊学校および特殊学級の運営形態移行モデルの適用拡大
- 特殊教育教師の一般学校配置
- すべての幼・初・中・高等学校に専門性を備えた特殊教育教師を1名以上配置し、特殊教育対象学生の統合教育の効率化をねらう
 - 2005年：関連法令改正
 - 2006年：初等学校から特殊教育教師の配置を年次的に拡大

4) 特殊教育対象学生の高等教育および生涯教育の強化

政策方針

障害学生が学校卒業後も急変する高度情報化社会に適切に対処していく上で必要な、多様な成人教育プログラムを通じた生涯教育の保障

- 大学の障害学生教育福祉支援評価制の実施
- 大学の障害者便宜施設の設置程度および障

害学生支援センターのような支援専門担当組織の設置・運営等、特殊教育対象学生の教育福祉支援程度を評価して、特殊教育対象学生の高等教育機会拡大および教育の質向上

- 2004年から大学障害学生教育福祉支援評価を実施

□ 韓国リハビリ福祉大学の運営効率化

- 韓国リハビリ福祉大学の運営効率化を通じ、障害者の高等教育機会の拡大および障害者専門担当者の養成を促進
 - 2004年より障害者のための学科および障害者支援専門担当者養成学科を増設

大学の障害学生支援センター

構成

- 特殊教育専門職および障害学生補助員の配置

機能

- 障害学生の大学入試管理(特殊教育対象者特別選考を含む)
- 障害者便宜施設の設置および管理
- 障害学生の学習活動支援：点訳および音声評価道具の提供、試験場所の配慮、代筆者・手話通訳者の配置など
- 障害学生大学生活支援：障害学生補助員管理、移動支援など
- 障害学生相談および就職斡旋

□ 大学障害者の教育プログラム運営

- 大学の障害教育センター等での発達障害成人のニーズにあった適切な独立生活・余暇生活・趣味生活プログラム等の運営を通じた発達障害者の教育機会の拡大提供
 - 2005年：大学の障害者および女性障害者教育プログラム運営モデルの開発
 - 2006年：大学の障害者および女性障害者教育プログラム試験運営
 - 2007年から大学の障害者および女性障害者教育プログラム運営拡大

2. 教育方法の多様化および改善を通じた特殊教育の質の向上

1) 特殊教育教育課程および教材・教具開発の拡大

政策方針

特殊教育対象学生の障害種別、年齢および配置環境により適切に活用できる多様な教育課程および教材・教具の開発を通じた特殊教育の質の向上

- 特殊教育課程研究専門担当組織の運営
 - 特殊教育対象学生の障害種別・障害程度および教育環境に適切な教育課程・教育課程運営資料の研究・開発・普及拡大のため、国立特殊教育院に専門担当組織を設置・運営
 - 2004年より特殊教育課程および教育課程運営資料の開発・普及を拡大
- 学校教育課程運営形態の改善
 - 特殊教育対象学生を含むすべての学生のニーズに合った教育課程運営体系の確立を通じた教育の質の向上
 - 2005年:特殊教育対象学生のための学校教育課程運営モデルの開発
 - 2006年:特殊教育対象学生のための学校教育課程運営モデルの試験適用
 - 2007年:特殊教育対象学生のための学校教育課程運営モデルの適用拡大
- 大学の特殊教育研究所の支援拡大
 - 特殊教育教員養成大学の優秀な特殊教育研究所に対する学術研究事業費の支援を通じ、特殊教育発展総合計画推進課題研究および特殊教育資料開発を拡大
 - 2004年から優秀な特殊教育研究所に1機関当たり2億ウォンを支援(3段階6年)
- 特殊教育教材・教具の開発拡大
 - 拡大教科書など特殊教育対象学生の障害種別・障害程度および教育環境に適した教材・教具の開発・普及の拡大を通じ

た特殊教育の質の向上

- 2004年より特殊教育教材・教具開発・普及を拡大

2) 特殊教育対象学生の職業および移行教育の強化

政策方針

特殊教育対象学生の教育-職業訓練-就労の連係体制構築を通じた職業・移行教育の強化および特殊教育の質の向上

- 特殊教育対象学生の移行課程の支援強化
 - 特殊教育対象学生の特性・ニーズおよび希望に適した個別化移行計画の策定・適用を通じた教育の質および教育成果の向上
 - 2005年:特殊教育対象学生の個別化移行計画モデルの開発研究
 - 2006年:特殊教育対象学生の個別化移行計画モデルの試験適用
 - 2007年より特殊教育対象学生の診断および配置モデルの適用拡大
- 特殊教育対象学生の進路教育および移行支援の活性化
 - 関係機関共同による特殊教育対象学生の職業評価・職業教育・就労斡旋および職業指導に対する支援の活性化を通じた特殊教育の質の向上
 - 2005年:特殊教育対象学生の職業リハビリ支援体制構築方法研究
 - 2006年:特殊教育対象学生の職業リハビリ支援体制の試験適用
 - 2007年:特殊教育対象学生の職業リハビリ支援体制の適用拡大
- 職業教育担当教員の専門性強化
 - 職業教育担当教員の採用時研修および現職研修の強化により特殊教育対象学生の職業教育効率化および特殊教育の質の向上
 - 2004年から特殊教育職業教育専攻教員の配置拡大

特殊教育対象学生職業リハビリ支援体制			
段階	支援時期	支援内容	担当機関
職業評価 依頼	中学校 第2学年	- 学校生活および日常生活関連資料提供	教育人的資源部(特殊学校および学級)
↓			
職業評価 実施	中学校 第2学年	- 職業適性評価 - 職業能力評価 - 職業態度評価	労働部(障害者雇用促進公団)
↓			
職業教育	中学校 第2学年 ～ 高等学校 卒業	- 個別化移行計画の策定・適用	教育人的資源部(特殊学校および学級)
		- 障害学生の適性職種開発	労働部(障害者雇用促進公団)
		- 職業教育プログラム開発	教育人的資源部(国立特殊教育院)
		- 障害学生現場実習支援	保健福祉部(障害者福祉館) 労働部(障害者雇用促進公団)
↓			
移行能力 評価	高等学校 卒業学年	- 障害学生社会進出有無および支援程度の決定	教育人的資源部(特殊学校および学級) 保健福祉部(障害者福祉館) 労働部(障害者雇用促進公団)
↓			
就職斡旋	高等学校卒業 学年	- 就職斡旋・配置	教育人的資源部(特殊学校・学級) 保健福祉部(障害者福祉館) 労働部(障害者雇用促進公団)
↓			
継続指導	高等学校卒業 以後	- 職場適応支援	教育人的資源部(特殊学校・学級) 保健福祉部(障害者福祉館) 労働部(障害者雇用促進公団)

3) 特殊教育情報の資料提供拡大

政策方針

最新技術のマルチメディア資料等を活用した各種教授-学習機器およびアシスティブ・テクノロジー機器の開発を通じた特殊教育対象学生の情報格差解消および教育の質の向上

□ 特殊教育情報化体制の構築

- 国立特殊教育院の「障害者教育福祉情報

センター」を「教育情報工学課」に拡大改編し、特殊教育情報化支援体制とサイバー特殊教育体制を構築

- 2004年:国立特殊教育院に「教育情報工学課」新設

- 2004年からサイバー特殊教育体制「遠隔教育研修センター」を構築・運営

□ 学習補助器具およびアシスティブ・テクノロジー機器の開発・普及拡大

- 特殊教育対象学生の要求と特性に適した学習補助道具およびアシスティブ・テクノロジー機器の開発・普及の年次的拡大を通じ、特殊教育の情報化と教育の質

を向上

- 2004年から特殊教育学習補助道具およびアシスティブ・テクノロジー機器の開発普及を支援

□ 特殊教育情報資料開発の拡大

- 特殊教育マルチメディア資料および電子図書の開発、データベース構築を通じた特殊教育対象学生の情報格差解消と教育の質の向上
- 2004～2007年: 特殊教育情報資料開発普及とICT活用教育の支援

4) 特殊教育関連サービスの提供拡大

政策方針

特殊教育対象学生のニーズにより適した治療教育、就学便宜、給食等に対する支援拡大を通じた特殊教育の質の向上

□ 治療教育教員の配置拡大

- 一般学校の特殊教育対象学生のための治療教育教員の配置および特殊学校治療教育教員配置基準の改正を通し、選択的治療教育の提供拡大と教育の質の向上
- 2004年: 関連法令改正
- 2004～2007年: 治療教育教員配置の拡大

□ 特殊教育補助員の配置

- 特殊教育対象学生の問題行動管理および身辺処理などの支援のため、特殊教育補助員を配置し、特殊教育対象学生の学習権保障および教育の質の向上

有給特殊教育補助員の配置および活用方案

身分

- 日々雇用

資格

- 高等学校卒業以上の学力を有し特殊教育に関心がある者

役割

- 教員固有の業務である授業・生徒指導・評価・相談・行政業務等は代理できなく、教師の要請により、補助するもの、
- 正規教員の指示と監督のもと、次のような支援業務を行う
 - ・ 特殊教育対象学生の個人欲求支援: トイレおよび食事の指導、各種補助具の着用、衣服の着脱、健康保護および安全生活支援
 - ・ 特殊教育対象学生の教授-学習活動支援: 学習資料および学用品の準備、移動補助、教室や運動場での学生活動補助、学習資料製作支援等
 - ・ 特殊教育対象学生の問題行動管理支援: 不適応行動の減少および適切な行動促進支援、同年齢の生徒との関係形成支援、行動指導のためのプログラム管理等

配置方法

- 特殊教育対象学生が統合教育を受けている一般学級を第一に配置し、市・道および市・郡・区教育庁特殊教育運営委員会で選抜配置

配置基準

- 担任教師(統合学級の場合統合学級担任教師と特殊学級担任教師共同)が保護者の同意下に特殊教育補助員活用計画書を作成して、学校長名義で特殊教育運営委員会に提出した以後、特殊教育運営委員会の審査を通し、適格な特殊教育対象学生に限り配置

活用および管理

- 有給特殊教育補助員を統合学級に配置する場合、活用は統合学級で行い、管理は特殊学級担任教師が担当する

- 2004年: 特殊教育補助員制度の試験運営
- 2005年から特殊教育補助員配置を拡大

<表3・4>

年度別特殊教育補助員配置計画

(単位: 人、百万ウォン)

年度	2004	2005	2006	2007	合計
人数	1,000	2,000	3,000	4,000	10,000
必要予算	7,258	14,516	21,774	29,032	75,580

□ 特殊教育対象学生の就学の支援拡大

- 生活指導員・点訳者・通学補助員など特殊教育支援人材配置拡大および給食費支援拡大などを通じた特殊教育対象学生の学校接近権保障および特殊教育の質の向上
 - 2004年：関連法令改正
 - 2004年から特殊教育対象学生就学の支援拡大

3. 教員の特殊教育責務性および専門性向上

1) 教員の特殊教育責務性確立

(1) 必要性

政策方針

すべての教員の養成課程に特殊教育基本履修科目を開設し、すべての教員の特殊教育に対する資質強化および統合教育遂行能力を向上

□ 特殊教育基本科目履修制運営

- 幼稚園および初・中等学校教員養成大学および現職研修の教育課程に特殊教育概論の履修を必修科目として開設し、すべての教師の特殊教育に対する資質および責務性を向上
 - 2004年：関連法令改正
 - 2005～2007年：特殊教育基本科目履修制実施推奨

□ 統合教育遂行能力評価制施行

- 幼・初・中・高等学校の統合学級を担当する教師を対象の統合教育遂行能力評価を通じ、特殊教育対象学生の学習権を保障
 - 2005年：統合教育遂行能力評価指針の開発
 - 2006年：統合教育遂行能力評価の試験実施
 - 2007年：統合教育遂行能力評価実施の拡大

□ 教育庁および学校特殊教育評価の強化

- 特殊教育対象学生に適したプログラム提供を教育庁および単位学校評価項目に含み、特殊教育の責務性を確立
 - 2005年、2007年：市・道教育庁評価
 - 2005年、2007年：国立特殊学校評価

2) 教員の特殊教育研修機会の拡大

政策方針

すべての幼・初・中・高等学校教員を対象に特殊教育最低研修制度を通じ、特殊教育対象学生に対する理解と統合教育指導能力を向上

□ 特殊教育最低研修制度の運営

- 幼・初・中・高等学校すべての教師に最小1回以上の特殊教育職務研修を通じ、特殊教育対象学生に対する理解および責務性を向上
 - 2004～2007年：一般教員の特殊教育研修機会拡大

□ 特殊教育研修機関の拡大

- 特殊教育最低研修制度の施行のため、大学などの特殊教育研修機能を強化し、国立特殊教育院を遠隔研修機関に指定し、特殊教育研修機会を拡大
 - 2004年から特殊教育遠隔研修を実施

3) 特殊教育担当人材の専門性向上

政策方針

特殊教育担当人材養成課程の多様化および運営の充実を通じた特殊教育担当人材の専門性の向上

□ 特殊教育教員養成モデルの多様化

- 特殊教育養成大学、大学院など養成課程

の多様化を通じた特殊教育教員の専門性
および特殊教育の質の向上

- 2005年:特殊教育教員養成モデル多様化
化方案研究
- 2006年:特殊教育教員養成モデル多様
化方案の試験適用
- 2007年より特殊教育教員養成モデル多
様化方案の適用推奨

- 教育大学院特殊教育専攻課程の運営改善
 - 一般教師を対象に特殊教育教師免許状を
付与する教育大学院および特殊教育大学
院教育課程の運営改善を通し、特殊教育
教員の資質向上
 - 2004年:教育大学院特殊教育専攻課程
運営改善法案研究
- 特殊教育教員現場実習の強化
 - 特殊教育教員養成大学の現場研究および
教育実習強化のための協力学校の指定・
運営を通じ、特殊教育教員の資質向上と
専門性強化
 - 2004～2007年:特殊教育教員養成大学
教育実習協力学校の指定・運営

4. 特殊教育伝達および支援体制の再構築

1) 特殊教育支援センター設置拡大および運営の 活性化

政策方針

特殊教育学校(級)および統合学級の特殊教育対
象学生の特別なニーズを専門的に支援する
特殊教育支援センターの設置・運営を通じ、
特殊教育の質を向上

- 特殊教育支援センターの設置拡大
 - 2001年より設置・運営している特殊教育
支援センターの設置拡大と運営の活性化
を通じ、特殊教育対象学生の教育権・学
習権支援の効率化をめざす
 - 2004年までに全180地域教育庁に特
殊教育支援センター設置完了し、支
援を拡大

〈表 3・5〉
年度別特殊教育支援センター設置計画
(単位:か所)

年度	2001	2002	2003	2004	合計
設置数	26	64	45	45	180

特殊教育支援センターの構成と機能

構成

- 診断・配置チーム:小児精神科医師、特殊教育
教諭、特殊教育を希望する学生保護者、治療
教育教諭、リハビリ医学専門医師、弁護士、一般
学校校長・教頭など
- 特殊教育支援チーム:特殊教育教諭、治療教育
教諭(物理治療・作業治療・言語治療・歩行訓
練・聴能訓練など)、職業教育教諭など
- 移行教育支援チーム:特殊教育教諭、職業教育
教諭、障害者雇用機関代表、障害者職業リハビ
リ機関代表、障害者福祉機関代表、障害学生保
護者代表、特殊教育(級)校長等

機能

- 特殊教育対象学生発見情報管理
 - ・ 特殊教育要求乳幼児関連情報収集管理
 - ・ 満3歳幼児発達診断結果情報管理
 - ・ 初等学校3学年学校生活適応検査結果情報
管理
- 特殊教育対象学生診断・評価
 - ・ 満3歳幼児発達診断検査および診断検査実
施
 - ・ 初等学校3学年学校生活適応検査および診
断検査実施
 - ・ 中等特殊教育対象学生移行能力評価支援
- 特殊教育対象学生の選定・配置
 - ・ 特殊教育対象学生の診断・評価結果分析
 - ・ 特殊教育対象学生の学校配置、支援サービ
スの内容と範囲の決定
- 特殊教育活動支援
 - ・ 地域社会障害者および特殊教育対象学生家
族相談
 - ・ 一般学級・特殊学級および特殊教育学校
特殊教育対象学生の教育計画・教育方法支援
 - ・ 特殊教育対象学生放課後教育活動支援
 - ・ 在宅特殊教育対象学生巡回教育指導および
治療教育サービス提供
 - ・ 特殊教育の質向上のためのアシスティブ・
テクノロジー機器および学習補助機器の貸
与

2) 特殊教育政策課設置および特殊教育専門担 当者補強

政策方針

中央省庁、市・道および地域教育庁の特殊
教育専門担当組織を拡大、専門担当人材の
配置拡大を通じ、特殊教育の民主化・分権
化・自律化を保障

□ 教育人的資源部特殊教育支援専門担当部署の設置・運営

○ 教育人的資源部に特殊教育支援専門担当部署を設置し、特殊教育政策樹立・調整・施行の効率化および特殊教育支援拡大

- 教育人的資源部に特殊教育支援専門担当部署を設置し専門担当人材を補強
- 特殊教育支援専門担当部からは特殊教育対象学生の普通教育の他に高等教育と職業教育および生涯教育に関する政策の樹立・調整・実施を担当
- 現行特殊教育保健課の保健業務は別途の専門担当部署を設置し、学生健康増進、学校環境衛生改善および学校給食管理業務などを担当する
- 2004年：関連法令改正および組織改編

特殊教育支援専門担当部の主要業務

- 幼・初・中・高等学校課程の特殊教育対象学生に対する支援業務に限定されている現行特殊教育保健課の特殊教育関連業務を拡大し、特殊教育対象学生の高等教育と成人教育など障害者生涯教育関連業務を企画・調整・執行する
 - 現行特殊教育業務
 - ・ 特殊教育振興に関する基本政策の樹立
 - ・ 特殊学校および特殊学級の運営指導
 - ・ 特殊教育機関の施設・設備拡充支援
 - ・ 特殊学校の職業教育および治療教育に関する事項
 - ・ 特殊教育機関の設立および運営支援
 - ・ 国立特殊教育院の運営支援
 - 特殊教育追加業務
 - ・ 特殊教育対象学生の職業・移行教育、治療教育のための部署間協力調整
 - ・ 特殊教育対象学生大学入学選考および就学能力審査支援
 - ・ 特殊教育対象学生大学入学特別選考制度運営支援
 - ・ 大学障害者便宜施設設置支援
 - ・ 大学特殊教育対象学生支援センター運営指導
 - ・ 成人特殊教育運営支援
 - ・ 韓国リハビリ福祉大学運営支援

□ 市・道教育庁の特殊教育専門担当人材の増員

○ 市・道教育庁の初等特殊教育担当奨学官と中等特殊教育担当奨学官の配置を通じ、特殊教育現場支援の拡大および特殊教育

支援行政を効率化

- 2004年：関連法令改正

□ 地域教育庁特殊教育専門担当人材の確保

- 市・郡・区教育庁の特殊教育担当奨学官定員を別途に規定・配置し、特殊教育現場支援拡大と特殊教育支援行政を効率化
 - 2004年：関連法令改正

3) 特殊教育財政支援体制の確立

政策方針

特殊教育対象学生の教育権および学習権の保障のため特殊教育財政の安定した支援体制を確立し、特殊教育に対する財政支援を拡大

□ 特殊教育費の拡大

- 教育人的資源部予算に対する特殊教育費を特殊教育対象学生出現率の比率以上に拡大し、支援を拡大
 - 2003年現在の2.3%水準を2007年には3.0%以上確保

□ 特殊教育投資実績評価制の実施

- 特殊教育投資程度を市・道教育庁評価の主要項目に設定し、評点を上方修正し、投資実績優秀市・道にインセンティブ付与を拡大
 - 2005年、2007年：市・道教育庁評価

□ 特殊教育のための部署間関係・協調体制の強化

- 政府障害者支援関連部署による特殊教育対象学生の教育と支援のための関係相互協調体制の構築
 - 障害者の職業能力向上のための支援協調
 - 障害児の無償教育および無償保育関係等

4) 国立特殊教育院の職制拡大改編と移転

政策方針

国立特殊教育院の職制を拡大改編し、庁舎を移転して特殊教育専門研究機関としての地位を向上

□ 国立特殊教育院の機能強化

- 現行の国立特殊教育院の機能に時代の変化により要求される新しい機能を追加して、機能強化

国立特殊教育院の機能

現行機能	追加機能
- 特殊教育基礎研究	- 障害者人的資源開発政策研究
- 学習資料開発	- 特殊教育教育課程研究・開発
- 特殊教育担当教員研修	- 特殊教育情報資料提供
	- 障害学生職業・移行教育方法および資料研究・開発

- 2004年：関連法令改正

□ 国立特殊教育院運営の効率化

- 現行の国立特殊教育院の職制を拡大改編し、時代の変化により追加要求される機能遂行を通じた運営の効率化
- 2004年：関連法令改正

国立特殊教育院の職制

現行
- 3課：総務課・企画研究課・研修課
改編(案)
- 6課：総務課・教育政策課・特殊教育教育課程課・教育研修課・教育情報工学課・移行教育研究課

□ 国立特殊教育院の新築移転

- 国立特殊教育院の効率的な機能遂行のため、十分な敷地に、将来計画に対応した規模の庁舎を新築移転し、国の特殊教育に対する支援の拡大と支援効果を向上
- 004～2005年：国立特殊教育院新築移転

翻訳後記：

韓国の特教育の近年の変化について

韓国では我が国の「特別支援教育」にあたるものはないが、「サラマンカ声明」を受け、特殊教育の大幅な改革をはかってきている点は共通している。韓国ではインクルージョンを「統合教育」と訳しているが、これは「完全統合」のみを指しているのではなく、特殊教育書学校の在籍地校交流や居住地校交流、地域との行事交流まで含むわが国の「交流及び共同学習」に似た広い概念といえる。法律では「統合教育とは特殊教育対象者の正常な社会適応能力の発達のため、一般学校で特殊教育対象者を教育したり、特殊教育機関の在学を一般学校の教育課程の一部に参加させ、教育すること(特殊教育振興法第2条)」と規定している。これらの「統合学級」に就学する特殊教育対象者に対しても個別化教育計画(IEP)が作成・実施される点が我が国との相違点である。

また、近年小・中・高等学校では「時間制特殊学級」を「統合学級」と呼び従来の教育と区別をはかってきている。

2001年より特殊学級や統合学級の特殊教育対象者の支援のため設置・運営されてきているのが「特殊教育支援センター」である。同センターは各地域の教育庁(教育事務所)に設置することを原則とし、特殊学校や特殊学級にも設置することができる。2003年7月現在、141か所の特殊教育支援センターが設置・運営されている。特殊教育支援センターには地域教育庁特殊教育担当奨学官(指導主事)、巡回教育担当教員、特殊学校診断・評価専門教員および相談教員を配置するように推奨されている。これはわが国の「地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校」に相当すると考えられる。

これらを支援する機関として韓国国立特殊教育院が位置付けられている。これは我が国の特別支援教育体制の推進における国立特殊教育総合研究所の位置付けに似ているが、年次報告書の中で方針や事業・成果が報告される点が我が国と違っている。

我が国においてもこういった年次報告書を作成し特別支援教育の進捗状況とその課題について公開していくことが、その進展をすすめるものであると考えられる。

最後に翻訳作成にあたり快くご許可をくださった韓国政府・教育人的資源部、および国立特殊教育院の皆様へ感謝を申し上げます。